平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成24年3月7日(水曜日)

議事日程 第1号

平成24年3月7日(水曜日)午前9時開議

日程第	1	会議録署名議員の指名
日程第	2	会期の決定
日程第	3	議長諸報告
日程第	4	閉会中の継続調査に関する委員長報告について(委員会研修視察報告)
日程第	5	請願・陳情文書表
日程第	6	発議第 1号 医療費補助制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める
		意見書の提出について
日程第	7	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第	8	議案第 1号 町道路線の認定について
日程第	9	議案第 2号 辺地に係る総合整備計画について
日程第1	0	議案第 3号 みなかみ町国際化政策基金条例について
日程第1	1	議案第 4号 みなかみ町観光センターの設置及び管理に関する条例について
日程第1	2	議案第 5号 みなかみ町久保汚水処理施設の設置及び管理に関する条例について
日程第1	3	議案第 6号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第1	4	議案第 7号 みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
		議案第 8号 みなかみ町自家用有償バス運行基金条例について
		議案第 9号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設基金条例について
		議案第10号 みなかみ町赤沢スキー場基金条例について
日程第1	5	議案第11号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
日程第1	6	議案第12号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について
日程第1	7	議案第13号 みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部
		を改正する条例について
日程第1	8	議案第14号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第1	9	議案第15号 みなかみ町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例につい
		τ
日程第2	0	議案第16号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第2	. 1	議案第17号 みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例について
日程第2	2	議案第18号 みなかみ町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第2	3	議案第19号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例に
		ついて

- 日程第24 議案第20号 みなかみ町スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 みなかみ町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例につ いて
- 日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑)
 - 議案第23号 指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 水上デイサ ービスセンター)
 - 議案第24号 指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあ いセンター)
 - 議案第25号 指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)
 - 議案第26号 指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)
 - 議案第27号 指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センタ ー・活性化センター・水産学習館))
 - 議案第28号 指定管理者の指定について(みなかみ町大峰休養施設 見晴荘)
 - 議案第29号 指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設(月夜野はーペすと))
 - 議案第30号 指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館(豊楽館))
 - 議案第31号 指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設(福寿茶屋)
 - 議案第32号 指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)
 - 議案第33号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)
 - 議案第34号 指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))
 - 議案第35号 指定管理者の指定について(みなかみ町特用林産物加工場)
 - 議案第36号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センタ ー)
 - 議案第37号 指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷 川)
 - 議案第38号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館)
 - 議案第39号 指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)
 - 議案第40号 指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)
 - 議案第41号 指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設湯島オートキャンプ場)
 - 議案第42号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星 の湯」)
 - 議案第43号 指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場(湯原))
 - 議案第44号 指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場(大穴))
 - 議案第45号 指定管理者の指定について(第3号みなかみ町駐車場(湯桧曽字湯吹山))

議案第46号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」)

議案第47号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 湯宿温泉屋 内運動場)

議案第48号 指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)

議案第49号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設)

日程第27 議案第50号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 猿ヶ京温泉 屋内運動場)

日程第28 議案第51号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について

議案第52号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて

議案第53号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

議案第54号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第55号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につ いて

議案第56号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第2号) について

議案第57号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第58号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第29 議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算について

議案第60号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第61号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第62号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第63号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 小 林 洋 君 2番 内 海敏久君 3 番 中 信義君 4番 君 島 前 田 善 成 5 番 叼 部 賢 一 君 6 番 林 彦 君 7番 Ш \blacksquare 庄 一 君 8番 河 合 生 博 君 9 番 林 喜 美 雄 君 10番 原 澤 良 輝 君 11番 崎 栄 島 君 12番 髙 橋 市 郎 君 13番 小 野 章 君 14番 中 村 正 君 15番 河 合 幸 雄 君 16番 鈴 勲 君 木 17番 森 下 直 君 18番 久 保 秀 雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員

7番 山 田 庄 一 君 17番 森 下 直 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間 泉

説明のため出席した者

町 長 岸 君 副 囲丁 長 鬼頭 春 君 良 昌 育 長 野 堯 君 総務課長 教 牧 篠 田 朗 君 彦 総合政策課長 宮 崎 育 雄 君 税務課長 坂 和 利 君 石 会 計 課 長 井 泰 君 町民福祉課長 永 関 章 君 子育健康課長 青 柳 健 君 環境課長 市 須 藤 信 保 君 上下水道課長 清 君 農政課長 杉 木 高 橋 正 次 君 観光商工課長 庭 君 地域整備課長 伸 之 君 真 増 田 敏 之 教育 課長 青 木 君 水上支所長 中 島 直 君 新治支所長 出 田 君 宏一

開 会

午前9時 開会

議 長(久保秀雄君) おはようございます。

本日、議員各位におかれましては諸般にわたりご多忙のところ、定刻まで にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立 いたしました。

これより平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長(久保秀雄君) 本定例会に際し、町長よりあいさつの申し出がありましたので、 これを許可いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 平成24年3月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさ つを申し上げます。

議員各位には、本年、第1回目となります議会招集の案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り厚く御礼を申し上げます。

平成24年第1回の議会でもございますので、この機会に何点か述べさせていただきたいと思います。

まず、1点はご報告でございますが、先般、2月25日に自治労のシンポジウムが前橋市の群馬会館で開催され、私もパネリストの一人として参加させていただきました。三菱UFJリサーチ&コンサルティング理事長の中谷巌氏の基調講演の後、中谷氏と、そして衆議院議員の小川淳也様、香川1区選出でございます。この方と私の3人でパネルディスカッションを行わせていただきました。上毛新聞の関口氏がコーディネーターであったこともあり、翌日の上毛紙面紙上で紹介されておりましたので、お気づきの方も多かったのではないかというふうに思います。

私には、当然のことながら、地方の首長の立場からの発言が期待されておりました。そこで発言したことは、まず1点目は、国と地方を単一的にとらえないほうが生産的であろうということ、2点目として、コミュニティーとして自然村、いわば行政区程度、この単位の自立的活動を重視し、促進することが重要であること、3点目として、そのコミュニティーの活動を最も身近な市町村が、国であるとか、県の制度をも利用しながら支援することが大切であるということです。

また、県議、市議、町議など地方議員の多くの方が参加されていたこともありましたので、みなかみ町の議員の皆さんの前ではいつも申し上げていることでございますが、第4点目として地方主権を確立するためには、地方議員の方々の活動がますます重要になっているという点、そして5点目といたしまして、地方主権が財源を付与した形で進展したとしても、財源的支援が減少する可能性が高いこと、あるいはそれでは困るということなどを述べさせていただいたところでございます。

中谷巌氏は、小泉内閣が「改革なくして発展なし」と規制緩和と小さな政府の政策を展開した際の内閣に対するアドバイザーでいらっしゃった方でございますが、新自由主義経済の進展が人々に幸せをもたらさないことや、地方の疲弊がますます進むことなどから、これは本人の言葉でございますが、アメリカかぶれから転向し、近年、日本人らしい価値観の重要性を強調され、注目されている方であります。私も、高名な学識者との対談であることから、事前に十分な必要を感じ、中谷氏の近著3冊を読ませていただいたところです。

その中で、氏の引用されていたことで何点かに気づかされましたが、その1つは、民主主義や市場主義を支える大前提、これは抽象的個人の家庭である。そして、この抽象的個人の家庭が、括弧つきでありますが、「合理的」だという前提である。この抽象的個人が自分の欲望を実現してくれるであろう政治家に投票したり、自分の物質的満足を最大にしてくれる商品を購入することによって、民主主義も資本主義も成立しているとの引用であります。また、中谷氏は資本主義が新経済主義経済に進行し、資本が自由に世界を瞬時に移動し始め、ひずみ、格差が極限に近づいていることも述べていらっしゃいます。

さて、このような問題を解決する手段として、私はコミュニティーの大切さを強調したいと思っております。人は、支え合って初めて成り立つもの、子供、親、先祖、子孫、血縁、地縁、歴史や文化などの今の言葉でいうと「きずな」となると思います。そして、またそれは「縁」ということにもなろうと思いますが、あえて中谷さんも使っていらっしゃる「しがらみ」という言葉が適切なのであろうと思います。そういう自然人であることを意識し、そういう自然人の存在と全体のバランスをとる中で、抽象的個人としてのあり方を考えるということが必要なんだろうと思っております。抽象的個人の側面ばかりが強調されていく中で、いつもエゴがぶつかり合う世界になってはいないでしょうか。

つまり、社会における人間関係が薄れ、人間が砂粒のような個に分解してきております。このことを中谷さんは自分の言葉で、人間のアトム化というふうにおっしゃっています。これらのことを考えたとき、私は民主主義も危機に陥っているのではないかという疑念がわいてくるのを覚えます。

1つの例を引かせていただきますと、安全な震災がれきの処理問題を挙げることができると思います。それは現在、東北地方以外で震災がれきの処理が行われているのは東京都だけであります。それは、石原東京都知事が受け入れ処理を決め、事態を動かした後で、その後、周辺の説得に当たったという手法がうまくいっていることがあると思います。

一方、神奈川県の黒岩知事は、受け入れは決断したものの、より民主的な 手法を選択したため、手続そのものが攻撃の対象になっており、具体的処理 業務が開始できていないという状況に陥っております。

また、別の例ではございますが、元大阪知事の橋下徹氏の進める「改革」が国民の人気を博しておりますが、これも国民のアトム化がその背景に見えるのではないでしょうか。絶対主義からくる独裁、ファシズムをもじってハシズムとやゆされています。若干、旧来の伝統的民主主義手法を離れたところが評価されていると思うのは考え過ぎでしょうか。真の民主主義を追求することが、すべての人々を幸せにするのかという疑問が呈されているのではないかと思います。

今、大きく言えば、民主主義をどう守っていくのか、これがすべての人が 今真剣に取り組んでいく必要があると思っています。 10%の人が真剣に臨 んでいることを50%の方の理解を得て、60%の同意でもって進めていく ことが大切だということを以前にも申し述べさせていただきました。町政は、 そういうものの積み上げでありたいと願っています。

民主主義は、構成員すべてが民主主義を大切にしたいと思う気持ちの積み上げで成り立っております。民主主義的手法で物事を積み上げていくということが大切だと思っています。

一方、民主主義を破壊するのは極めて容易です。わずかな人の、時によっては一人のエゴでもって破壊することもあります。社会の構成員のすべての人々の自覚がこの点にも求められているというふうに思っております。

さて、長くなりましたが、もう1点申し述べさせてください。宮城県、岩手県の両県で津波の被害を受けられた市や町の自治体間で、復興の進度に差があることが最近指摘されています。多くの相手と交流のあった自治体の復興が早く進んでいるということを聞きました。その矢先、みなかみ町の職員36名が自治体間協力で支援に入った女川町が話題になっておりました。それは、女川町の震災がれきの総量が44万トン、通常の廃棄物処理のペースでいうと110年分に上っているそうであります。議員各位が現地でごらんになった、あのがれきの総量であります。東京都が受け入れる震災がれきの処理のうち、10万トンは女川町のものだそうです。私が12月14日にお会いした須田町長が、東京都のがれき受け入れに感謝されているという声をラジオ放送を通じて聞いたところです。

今までも国際交流、自治体間交流や施策目的に応じた他地域との交流など、

多くの方にみなかみ町を訪れていただくことを目的とした交流を進めてきたところです。交流を盛んにすることが、みなかみ町の名前を高めるだけでなく、ある意味、安全の確保にもつながる可能性があるということに改めて気づかされたところでございます。今後とも、交流活動の推進を重点施策として進めていきたいと考えているところでございます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成24年度みなかみ町一般会計予算を初め65件であります。これらにつきましては、後ほどそれぞれ提案理由をご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長(久保秀雄君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(久保秀雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

7番 山田庄一君

17番 森下 直 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(久保秀雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月7日より、3月16日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月16日までの10日間と決定い

日程第3 議長諸報告

議 長(久保秀雄君) 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降の主な行事について報告申し上げます。

新年になり、各種団体による新年の諸行事や郡議長会関係の叙勲祝賀会などの各種の催しに参加してまいりました。特に、この場で皆様方に報告しておかなければならない事項は、公立学校の再編整備関係であります。県教育委員会は1月10日、2月13日の2回にわたり、利根沼田の高等学校のあり方懇談会を開催し、昨年7月に示された沼田高校と沼女両校を統合、沼田に男女共学の理数系コースの設置、現状維持の3案を検討してまいりました。2月13日に示された今回の最終案は、両校と利根実について適正規模が維持できる限り存続させるとしています。尾瀬高は教育機会を確保するため、学級数や学級定員の減などで対応することとなりました。本町にある利根小については、県立移管を検討し、地元から意見があった場合、再度協議することとなりました。今後の少子化や利根沼田地域外への進学による子供たちの減少が気になるところであります。今後も、時代の流れ等を注視しながら、高等学校問題を真剣に考えていかなければならないと思います。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

1. 総務文教常任委員会視察(行政視察研修報告)

議 長(久保秀雄君) 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議 題といたします。各常任委員長より報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林 喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林 喜美雄君) 総務文教常任委員会における行政視察研修について報告をいたします。

総務委員、議長、関係課長、事務局合わせて11名にて2月7日、8日の2日間、群馬県上野村、長野県飯田市にて研修をしてきました。1日目は、上野村木質ペレット燃料製造工場の視察では、上野村議会の小須田副議長さんの出迎えをいただきました。総事業費2億7,000万円で豊富な森林資源を生かし、林業の活性化と雇用の促進及び地域振興を目指して平成23年7月に竣工しております。間伐材等を原料にペレット化して、村内3カ所の

温浴施設に供給しており、将来的には家庭のストーブ用や村外への販売を目指しているものであります。ストーブ、ボイラーの熱源としてのランニングコストは灯油と同程度と言われており、再生可能なエネルギーであり、地産地消をも目指せるものであります。間伐や里山の整備等課題を抱え、膨大な森林面積を有する我が町にとっても、灯油価格の動向等見定めつつ、参考になる施設でありました。

2日目は、飯田市にて自治基本条例及び人事評価システムを導入しての取り組みについての研修でありました。飯田市は人口10万5,000人で、南信州の中核都市であります。古くはりんご並木の町としても有名あり、各種の宣言をうたっており、最近では環境文化都市宣言や全国に先駆けて周辺町村と協調しての定住自立圏構想中心市宣言を行うなどのほか、エコ及びグリーンツーリズムの推進地としても全国的モデル地域でもあります。

自治基本条例についてですが、上沢市議会議長さんみずから説明に当たっていただきました。特筆すべきは、この条例制定については議会が主導して行った点にあります。地方分権改革の推進、地方自治のありよう等模索する中で、議会の在り方研究会の設置に始まり、わが町の憲法を考える市民会議の設置の中では、公募委員を含め14回の全体会議、6回の分科会、15回の運営委員会を開催するなどの後、自治基本条例特別委員会を設置し、市内20地区に2回にわたり説明会を行い、またパブリックコメントの実施、シンポジウムの開催など、議会が主導しながらも市民と協働でつくり上げたものでありました。平成19年4月より施行に至っております。

我が町では、みなかみ町まちづくり基本条例がこれに当たります。全戸配布された冊子の中の一文に、条例を制定しただけでは何も変わりません。みんなで育てていく条例と位置づけ、町民、議会及び町が力を合わせ、まちづくりを推進することが重要ですとあります。今後、社会及び環境情勢の変遷の中で見直しながら、みんなで育てていくことが肝要と思います。

次に、人事評価システムであります。金田人事課長さんより説明をいただきました。限りある財源で最大の行政効果を実現する、そういう時代が到来しています。我が町も職員陣容を240人体制を目指して、組織としてスリム化が図られています。職員個々の意識改革を求め、モチベーションの高揚をうながし、人材育成を図りつつ取り組みが始められております。

飯田市では、平成12年に人材育成基本方針を策定して、これに取り組んできました。毎年度、制度の見直しを行いながら、評価シートを用いてデータの集積を図りながら適材適所の配置及び人材の育成を進めているところでありました。みなかみ町にあっても、少子高齢化社会、人口減少社会を迎えつつも、住民からの行政へのニーズは多様化しています。財政規模の縮小や職員数の漸減に耐えられる資質の高い職員像が求められ、この制度の運用が我が町のためであり、住民益にかなうものでなければなりません。最後に、

飯田市総合運動場にも立ち寄ってまいりました。

以上2日間の視察の概要を申し上げ、委員長報告といたします。

2. 厚生常任委員会視察(行政視察研修報告)

議 長(久保秀雄君) 次に、厚生常任委員長森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

厚生常任委員長(森下 直君) 厚生常任委員会行政視察研修報告、厚生常任委員長森 下直。

これより厚生常任委員会の行政施策研修報告を申し上げます。

去る1月24日、25日に静岡県駿河区NPO法人スリーA予防デイサービス「折り梅」及び山梨県都留市「家中川小水力市民発電所」を視察研修いたしました。参加者は、厚生常任委員会6名全員と議会事務局本間係長、町民福祉課長、子育て健康課長、環境課長、上下水道課長、計11名でした。

初めに、予防デイサービス折り梅の増田未知子所長より歓迎のあいさつと取り組みの説明を受けました。平成4年に合宿型の脳機能活性化施設「スリーA」を開設し、認知症の早期発見、対応のための予防活動を開始し、平成17年に認知症対応型通所施設として現在の「折り梅」を開設した。折り梅の定員は12名で、いずれも要支援1、要介護1と4の認定者で通所、特に家族が送迎を原則としております。朝10時から夕方4時まで週4日開設、スタッフは増田所長以下6名で対応をしております。

スリーAというのは、明るく、頭を使って、あきらめないというこの3つの言葉のAをとっております。折り梅が目指す軽度認知症段階まで、または介護認定者の進行の悪化を食いとめ、悪化を先送りするその方法として、脳活性化リハビリの一環として一日じゅう楽しく頭のたいそう、散歩、特に地形的にその場所が山の近くであり、川沿いでありますので、その道を散歩するということでございます。太鼓の演奏、一日楽しいゲームを行って笑う、相手をいやすかかわりを行うことにより、認知症の方をよい状態に復帰させております。

私たちも、認知症者と実際にカリキュラムの体験をし、全員で拍手して喜び合い、楽しく過ごし、これが頭体操、脳活性化等を上昇させるんだなと身をもって実感しました。これが折り梅の目指す認知症介護予防のモットーであり、スリーAを実践し、人間としての尊厳を取り戻すことを支援していることだということを身をもって習得をいたしました。我がみなかみ町においても、予防成果の上がる取り組みを参考に、認知症予防事業の取り組みに対してレベルアップに努めることが課題でありましょう。

次に、都留市家中川小水力市民発電所について、都留市教育委員会程原由 和主査より説明を受けました。都留市は、山東部地域の政治文化経済の中心 として発展し、合併を何回か重ね、昭和29年、1町5村が合併して現在に至っております。人口3万5,016人、面積161.58平米、産業は絹織物中心に発展してきたが、工場誘致を積極的に進め、機械金属工業を初め、誘致企業22社が市内立地し、織物産業から機械産業中心と発展してきております。本市に公立大学法人都留文科大学があり、その学生数が3,000人と多く、ほとんどの者が市内に下宿し、全人口の12人に1人は大学生であると。

小水力市民発電所の建設されている家中川は、水量が豊かで富士のすそ野が尾を引く傾斜地のため流れが急で、水車の動力源に適していると。水力発電の取り組みは明示36年、当地谷村電燈株式会社を地元の有志により創立され、電気を地域住民に供給してきたが、昭和28年に廃止となった歴史がある。

そこで、市民や東電OB、教員OB、青年会議所等のメンバーにより、都留水エネルギー研究会を結成し、家中川を利用し市役所を供給先とする木製下掛け水車方式による水力発電を市民参加型で実施することになった。都留市が家中川、この家中川は農業用水主体でございますけれども、それにつくった。小水力発電所元気くん1号は、平成18年4月に稼働、水路式で出力22キロワット、総事業費4,300万円、うち新エネルギー産業開発機械補助が1,500万、市民債1,700万、この市民債というのは「つるのおんがえし」という名目がついて、市民から1口10万円で募っている市民債でございます。市の一般財源からは1,100万円、それから2号機は平成22年5月稼働、流れ込み式、出力19キロワット、総事業費6,200万円、新エネルギー関連補助金が3,200万円、市民債が2,400万円、市の一般財源は600万円で設置し、その元気くん1号、2号の電気は市役所の高圧変電設備に連携し、市役所で使用電力の約40%を自給をしておることや、都留市エコハウス、植物栽培施設の電源として使用し、軽負荷のときは東京電力に売電をしております。

さらに現在、元気くん3号、出力7.3キロワットの開放型らせん水車を建設中で、完了し稼働すると市役所使用電力の約50%を自給見込みとのことです。家中川の流量は、農業に多く水を使う夏の間は多く、冬の間は少なくなり、夏と冬で発電量が大きく変動をしております。水力発電は、イニシアルコストにある程度の費用がかかるが、ランニングコストはほとんどかからず、24時間発電を続けられ、非常に高効率な発電方式であると。年間メンテナンス経費は発電機1基十五、六万円程度であると。

都留市は、環境問題に市長を先頭に市民の関心が高く、電気使用量の削減に努め、水力発電導入を機に、より市民や子供たちの河川等の美化運動が地域に徹底され、改善されてきたとのことであります。我がみなかみ町も、矢瀬親水公園に小水力施設を導入する予定ですが、その他の用水路を利用した

今後の取り組みに都留市水力発電の取り組みを参考にして検討してはいかが というふうに思っております。

以上で行政視察研修の委員長報告とさせていただきます。

3. 産業観光常任委員会視察(行政視察研修報告)

議 長(久保秀雄君) 次に、産業観光常任委員長河合生博君。

(産業観光常任委員長 河合生博君登壇)

産業観光常任委員長(河合生博君) 産業観光常任委員会の台湾視察研修報告をいたします。

詳しくは、皆さんのお手元にお配りをしたいと思いますので、概要を説明 させていただきます。

視察日程が平成24年2月20日から23日、4日間でございます。参加人員は、産業観光常任委員会6人、議長、自主参加の議員、それから議会事務局、総勢9名で行ってまいりました。その前段として、2月12日、台北駐日経済文化代表処、いわゆる台湾の大使館でございますけれども、周副組長、周副大使ですね、王2等書記官、このお二人が出てくださいまして、私と副委員長、それから事務局長で大沢知事が台北を訪れ、積極的に観光客誘致をしておりますので、これをきっかけにみなかみ町議会担当委員会として観光客の誘致に向けて努力するという運びになりまして、その視察先訪問指導をお伺いに来ましたということで適切なご指導をいただきました。

2月20日、台北に向けて出発をいたしまして、2月21日10時に台北市立大安高級工業職業学校、教育旅行の台北支局の支局長でございますが、その校長、陳校長、それから業務主任、学生活動副組長、この方たちにお会いをいたしまして、ご説明をお伺いをいたしました。この学校は、生徒数が昼の部で2,500人、夜の部で800人のマンモス校でございます。それから、教師が平均年齢38歳と非常に若く、エネルギーを感じられた学校でございます。現在のこの学校の交流の状況は、大阪、長野、福島、北海道に交流をしておりますけれども、24年度は親たちが日本に行くことに大反対で韓国に行くことに決定をしたという、こういう状況でございます。来年以降は、また日本に行きたい、その選択肢の中に我々の意向をくんでいただいて、みなかみ町を入れたいというふうなことでございました。

台北としては、どのようなものが必要なんですかというふうな質問をしたところ、現在、台北は海外からの留学交流の子供たちに補助金を出している。 日本の場合はどうですかということでございましたが、日本の軽井沢、福井では宿泊に補助制度はあるということで、非常に積極的に観光客誘致に向けた取り組みをしている地域がございました。

その後、14時、台北市政府観光電波局訪問ということで、この観光電波

局は台湾の観光全般にわたり担当している189名の職員で構成されている 大きな観光局でありました。台湾には、その観光局のお話でございますが、 その台湾には年間650万人の観光客があり、そのうち113万人が日本からの観光客だそうでございます。その90%が台湾の台北への観光客である ということでございます。台湾の人たちは、日本は非常によく知っているん ですが、群馬はほとんど知らない。日本の草津としては知っていますという ことで、草津が群馬にあることを余り知らないというふうなことでございま す。

15時、台北市政府教育局表敬訪問でございます。高等職業教育課の課長、 楊課長が対応をしていただきました。その中で、台北政府教育局は教育旅行 などを担当している部局である。また、ことしの2月から6月までの間に1 6本の教育旅行を計画していて、13本が日本、3本が韓国ということでご ざいます。13本のうち、5本が関東であるとのお話の後、楊課長が群馬を 調べてみたが、この楊課長は群馬を知りませんでした。群馬を調べてみたが、 歴史的なことや台湾の子供たちの魅力を感じることに乏しい。台北政府とし てサポートはどのようにすればよいのか聞かせてほしいとの非常にありがた い話がございました。しかし、みなかみ町として海外からの旅行客の受け入 れが始まったばかりで、よりよい受け入れをするために今回調査研修に議会 でやってきたので、逆に台北政府として要望その他教えていただければあり がたいということで質問を逆にいたしたような状況の中で、課長よりまちの 高校のパンフレットがあればよろしい。それから、群馬大学のパンフレット もあれば幅が広がるので送ってほしい。台湾の子供たちが魅力を感じる歴史 的な人物や芸能人がいれば、生徒たちは行きたくなるので、それも教えてほ しいというような非常に友好的な話し合いの中で過ごさせていただきました。 続きまして、16時、台湾外交部の支所長の主催で、何か間違えてはいな かったんですが、晩さん会をしていただきまして、非常に歓待をしていただ きました。台湾外交部の皆様方に非常に感謝したわけでございますけれども、 そのうちの4名参加してくださいましたけれども、そのうちの2名、何組長、 王秘書執事という、その方たちの奥様が北海道、それから千葉ということで 非常に大事に我々を歓待してくれて扱っていただきました。

このような視察研修の中で、我々委員会として感じたことが総括として、 東アジアの国々は経済成長を背景に海外への旅行がステータスになっている。 大沢知事の台湾訪問は、群馬の魅力を直接知らしめるねらいを込めた訪問で あった。みなかみ町議会は、それに便乗して一気に知名度を増そうとしての 今回の視察訪問でございましたけれども、時間の関係もあり細部に入ること はできませんでした。ただ、結果としては大成功であったと思われます。

前段で示したとおり、日本の中で群馬の知名度はほとんどないに等しい、 みなかみ町もしかりでございます。唯一、日本の草津としての知名度は抜群 でした。このことを総合的に考えてみると、温泉や自然だけでは台北の子供たちをみなかみ町に呼ぶことは非常に難しい。日本の文化や生活様式など、さまざまな分野から検討する必要があるのではないか。すべての交流の基本である相互訪問をみなかみ町として考えていかなければならない。予算の関係もございますが、民間を含めた国内を含め、国際交流協会等々の活躍を今後期待するものであります。台北の人々は、ほとんどマンション暮らしであり、一戸建ての家はほとんど見当たらない、このようなこともヒントに考えてみたら、新たな魅力が見い出せるのかもしれません。

この視察の中で、台湾でお世話になった方々招聘文を出しておきましたが、 以後のフォローアップ次第でみなかみ町に台北からのお客さんが多くなって くれることを願ってやみません。担当委員会が先陣を切ったので、町当局実 務者の交渉で今後大きく進展していけるのではないかと感じた次第でありま す。今回の視察を終えて感じたことは、次世代を担う子供たちがグローバル 化の中で生きていくには、私たちが先陣となり、新しい観光行政の足がかり をつかみ、実務者の努力により実行に移していくことを期待いたしておりま す。今回の視察に際し、ご協力いただきました台北駐日経済文化代表処の皆 さん方、それから関係多くの皆さん方に感謝をいたしまして、委員長報告と いたします。ありがとうございました。

議 長(久保秀雄君) 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わ ります。

日程第5 請願・陳情文書表

議 長(久保秀雄君) 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番	請	願	件	名		請	请	頁	人	受	理	年	月	日			
号	請	願	趣	目		紹	介	議	員	付	託	委	員	会			
	「サッカー場整備事業」に関する						みなかみ町布施 742-1					平成24年2月06日					
請	請願書					河合	純男	ほか	228 人								
第						高橋	市郎、	原泡	異 良輝	総矛	务文表	教常伯	壬委員]会			
1																	

【請願趣旨】

- (1) 民間廃棄物処理場、あるいは跡地利用については法的にも未整備であり、慎重を期すべきであります。
- (2) 地元および近隣住民に説明のないまま計画を進行させるのは行政手続き上、問題があります。

【請願事項】

- (1) みなかみ町東峰の一般廃棄物処理場に計画しているサッカー場整備事業を白紙に戻すことを求めます。
- (2) 住民参加であらたな適地にサッカー場をつくることを求めます。

平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番	請	願	件	名		請	原	頁	人	受	理	年	月	日
号	請	願	趣	旨		紹	介	議	員	付	託	委	員	숲
	公契約に係	群馬県洋	召田市	も 白 石	5町 213	平成	2 4	年 2	月 1	5 日				
請	当該事業に	利根沼	田労	働組	合会議									
願	の安定と適	正な生	賃金・	労働釒	条件の	議县	是 力	叩藤	貴	産美	とく と	七常有	壬委員	員会
第	確保を図る	ため、	「公勢	叉約条	:例」									
2	の制定を求	める記	清願			原	澤	良	輝					

【請願趣旨】

公共事業・公務・公共サービスは国民生活を支えるために不可欠なものでが、今、 国及び地方公共団体による公共工事の発注や委託事業、物品購入などの公契約にお いてダンピングが横行しています。国や地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡 大や総合評価方式の採用などが進められてきましたが、一方で低価格入札の常態化 によって事業者や労働者にしわ寄せがおよび、賃金・労働条件が低下して労働者の 間に貧困が広がっています。真に住民の福祉の増進と公共サービスの向上を図るた めには、単なる経費削減を図るのではなく、労働者の雇用の安定と適正な賃金・労 働条件の確保が不可欠です。そのためには、国や地方公共団体が行う公共工事や委 託事業について、民間業者と契約を結ぶ際に当該事業に従事する労働者の賃金・労 働条件を適正に定め、確実に末端労働者にまで確保する「公契約法・条例」が必要 です。全国市長会は、平成17年6月に要望書を国に提出しました。また平成21 年9月に千葉県野田市で全国初となる公契約条例が制定されました。一方、国にお いても、平成21年5月に「公共サービス基本法」が制定され、その第11条では 「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施され るようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保やそ の他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする」として います。平成22年12月には川崎市において「川崎市契約条例の一部を改正する 条例」が可決され、これにより安値攻勢をかける事業者は入札に参入できなくなる 効果が期待されています。さらに平成23年12月に東京都多摩市においても、公 契約条例が採択されました。全国でも野田市や川崎市における公契約条例の成果を みながら、条例制定を具体化させつつある自治体が増え中小企業の事業者から期待 が寄せられています。

つきましては、以下の事項について、検討下さることを貴議会に請願します。

【請願事項】

一、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と 適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」を制定すること。

平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番		請	願	件	名		請	順	質	人	受	理	年	月	日
号		請	願	趣	旨		紹	介	議	員	付	託	委	員	슾
	公契約	こ係る	事業	の質の	の確保	:及び当	群馬県	沼田	市白	石 213	平成	2 4	年 2	月 1	5 日
請	該事業は	こ従事	事する	労働す	者の雇	用の安	利根沼	田労	働組	合会議					
願	定と適	正な賃	金 ・	労働釒	条件の	確保を	議	長 力	川藤	貴	産業	とく と	 化常有	£委員]会
第	図るた	め、「	公契	約法」	の制	定に関									
3	する意見	見書の	採択	を求め	かる請	願	原	澤	良	輝					

【請願趣旨】

公共事業・公務・公共サービスは国民生活を支えるために不可欠なものです。

しかし、今、国及び地方公共団体による公共工事の発注や委託事業、物品購入などの公契約においてダンピングが横行しています。

国や地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などが進められてきましたが、一方で低価格入札の常態化によって事業者や労働者にしわ寄せがおよび、賃金・労働条件が低下し、労働者間に貧困が広がっています。真に住民の福祉の増進と公共サービスの向上を図るためには、単なる経費削減を進めるのではなく、労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保が不可欠です。

そのためには、国や地方公共団体が行う公共工事や委託事業について、民間業者 と契約を結ぶ際に当該事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定め、確実 に末端労働者まで確保する「公契約法・条例」が必要です。

全国市長会は、平成17年6月に「公共事業における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ること」とする要望書を国に提出しました。また、平成21年9月に千葉県野田市で全国初となる公契約条例が制定されました。一方、国においても、平成21年5月に「公共サービス基本法」が制定されました。その第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする」としています。また、野田市の公契約条例の制定を受けて、「公契約条例が自治体に普及するよう政府としても努力する」と語っており、国としても「公共工事報酬確保法」の制定に向けた作業を進めています。こうした国の取り組みが早期に法制化されることを多くの労働者や事業者が待ち望んでいます。

つきましては、以下の事項を内容とする意見書を国に対して提出して下さるよう 請願します。

【請願事項】

一、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と 賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定を求める意見書を提出

すること。

平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番	陳	情	件	名		B	東	情	人		受	理	年	月	日
号	陳	情	趣	旨		紹	介	議	員	i	付	託	委	員	会
	「緊急事	態基本	法」	の早期	制定	群馬県	利根	郡昭	和村	川額	平成2	2 4 4	年 :	2月:	24日
陳	を求める	意見書	提出	を求め	る陳	150-1									
情	情					アジア	と目を	本の平	ヹ 和と	安全	総系	客文書	教常信	壬委員]会
第						を守る	詳馬県	具フォ	ーラ、	4					
1						新井	英志	ŧ							

【陳情趣旨】

世界の多数の国々は、東日本大震災のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。

我が国の憲法は、平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態 基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。

【陳情事項】

地方自治法九十九条の規定により、本義会から国会及び政府に於いて「緊急事態 基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を提出していただきたい。 _____

議 長(久保秀雄君) 所管の委員会に付託いたしましすので、報告いたします。

日程第6 発議第1号 医療費補助制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を 求める意見書の提出について

議 長(久保秀雄君) 日程第6、発議第1号、医療費補助制度の現物給付に伴う国庫 負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

17番森下直君より、提案理由の説明を求めます。

17番森下直君。

17番(森下 直君) 17番森下直。

発議第1号、医療費補助制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止 を求める意見書。

現在、経済負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう、子供、重度心身障害者、母子世帯等の医療費の自己負担分を補助する医療費助成制度が全国の地方自治体で実施されている。特に、群馬においては平成21年10月以降、県と市町村とが連携して中学卒業までの子供の医療無料化を全国に先駆けて実施しており、少子化対策や子育て環境の充実に大きな役割を果たしている。

しかしながら、国はこのような単独の医療費助成制度の現物給付が安易な受診の助長につながるとの理由から、現物給付を導入している自治体に対し、ペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金軽減措置を講じている現状であり、このことは国は本来果たすべきセーフティーネットを補う地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。

よって、国においては地方単独の医療費助成制度の重要性や必要性にかんがみ、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金軽減措置を直ちに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、この件につきましては、群馬県町村議会議長会で方向性決定をして おりますので、これらを踏まえ、議員各位の皆様の賛同をお願いいたします。 よろしくお願いします。

議 長(久保秀雄君) 17番森下直君の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより発議第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、医療費補助制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止 を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、医療費補助制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ て

議 長(久保秀雄君) 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意 見を求めることについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 諮問第1号についてご説明申し上げます。

人権擁護委員として、平成11年より活躍いただいておりました、みなかみ町藤原2347番地の2、林 好一さんが任期満了となりまして、前橋地方法務局長より後任委員の推薦依頼がございました。人格、見識にすぐれております、みなかみ町藤原3534番の2、山崎健次さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ てを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第1号 町道路線の認定について

議 長(久保秀雄君) 日程第8、議案第1号、町道路線の認定についてを議題といた します。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案の内容は、土地改良事業等で築造いたしました水上地区内における1 5路線、合計延長2,258メートルについて認定しようとするものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。 これより議案第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。 議案第1号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、町道路線の認定については、原案のとおり可決され

日程第9 議案第2号 辺地に係る総合整備計画について

議 長(久保秀雄君) 日程第9、議案第2号、辺地に係る総合整備計画についてを議 題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第2号についてご説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画のうち、今回計画する辺地は赤谷辺地であります。 赤谷辺地の一部では、水道施設が整備されておらず、日常生活に支障を来しております。そのため、早急に飲用水供給施設の整備を行い、住民の安定した生活環境を確保するものであります。

内容としましては、飲用水供給施設の新設であり、事業費は3,200万円で全額を辺地対策事業債で対応いたしたく、総合整備計画の策定に当たって辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の特別措置等に関する法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今後とも辺地に係る総合整備計画につきましては、辺地該当地区の 公共的施設整備の必要性や辺地要件を勘案し、必要と判断された場合に新た な計画策定を行うこととしております。

以上、提案説明でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう お願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。 これより議案第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。 議案第2号、辺地に係る総合整備計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり 可決されました。

日程第10 議案第3号 みなかみ町国際化政策基金条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第10、議案第3号、みなかみ町国際化政策基金条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、みなかみ町国際化政策基金条例の制定をお願いするものでございます。町の総合計画においては、6つの基本目標を掲げておりますが、その1つに交流による魅力と活力にあふれるまちがございます。さらに、施策として国際化に向けた交流の推進がありまして、住民レベルでの国際化を進めることと、国際化に対応した人材の育成や住民と外国人との交流の推進に努めることが課題とされております。

このようなことにかんがみて、このたび国際化政策基金を設置しようとするものであります。金額につきましては、別途補正予算で審議いただく予定でございますが、当面3,000万円を積み立てたいと考えております。この基金を活用して、中学生の海外派遣事業に限らず、住民レベルでの文化的、人的な国際交流を推進するとともに、国際交流により経済活動へ展開するように努めてまいりたいと思います。

具体的には、みなかみ町が友好協定を締結した中国・広東省珠海市の聯合国際学院などとの相互人的・文化的な交流を初め、町の国際交流協会と連携した国際国際交流を推進することや国際的に活躍できる人材の育成を図るための外国語学習や国際理解教育の充実などが考えられます。これらの国際化政策を推進するために財源が必要となりますが、この基金を活用して安定した事業の展開を図ってまいりたいと考えております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について、質疑はありませんか。

10番原澤君。

10番(原澤良輝君) 原澤です。

条例の第3条の2項に、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有

利な有価証券にかえることがてきるというふうに定めてあるんですけれども、 有価証券というのは今問題になっているんですけれども、町が持っている基 金で有価証券にかえてあるのはどのくらいなのか、ちょっと教えていただき たいんですけれども。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) ただいまのご質疑にお答えします。

国際化政策基金については、有価証券で運用できるというふうになっておりますが、当面現金で運用するということで、有価証券で運用するということは考えておりません。

以上でございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第3号、みなかみ町国際化政策基金条例については、委員会議案付託 表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 みなかみ町国際化政策基金条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第11 議案第4号 みなかみ町観光センターの設置及び管理に関する条例につ いて
- 議 長(久保秀雄君) 日程第11、議案第4号、みなかみ町観光センターの設置及び 管理に関する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

上毛高原駅前にあります利根沼田広域観光センターは、昭和57年に利根

沼田広域市町村圏振興整備組合が設立したもので、管理運営については月夜野町よりみなかみ町が引き継ぎ、地方自治法に基づく事務の委託を受けて、利根沼田広域観光センターの事務の受託に関する条例等、関係条例に基づいて行ってきたところであります。

このたび、利根沼田広域市町村圏振興整備組合との協議が整い、無償譲渡を受けて平成24年度からはみなかみ町が管理運営を行うため、新たにみなかみ町観光センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。なお、既存の利根沼田広域観光センター基金条例、利根沼田広域観光センターの事務の受託に関する条例、利根沼田広域観光センター使用料条例を廃止する必要がありますが、これらにつきましては附則の中で規定しております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。 これより議案第4号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。 議案第4号、みなかみ町観光センターの設置及び管理に関する条例につい てを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町観光センターの設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 みなかみ町久保汚水処理施設の設置及び管理に関する条例 について

議 長(久保秀雄君) 日程第12、議案第5号、みなかみ町久保汚水処理施設の設置 及び管理に関する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

議案第5号についてご説明申し上げます。 町 長(岸 良昌君)

> 久保汚水処理施設は、宝台樹スキー場の汚水処理のため、群馬県が昭和5 1年に設置した施設であります。宝台樹スキー場及び周辺住民の汚水を受け 入れ処理しておりましたが、処理能力を超える流入による放流水質への影響 が懸念されたこと、また県有施設に民間の汚水が流入していることは好まし くないとの指摘もあり、宝台樹スキー場の汚水については群馬県により平成 22年、新たに合併浄化槽が設置されました。これにより、宝台樹スキー場 の汚水が分離され、主な使用者が町関連施設や周辺住民となったことから、 平成21年度より群馬県による施設の修繕を行い、平成23年12月に群馬 県より、みなかみ町に施設が譲渡されたところであります。これに伴い、久 保汚水処理施設の管理運営をするため、設置及び管理に関する条例を制定す るものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上 げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入 ります。

議案第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。 これより議案第5号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町久保汚水処理施設の設置及び管理に関する条例に ついてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町久保汚水処理施設の設置及び管理に関す る条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第13、議案第6号、みなかみ町課設置条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第6号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

日本経済は非常に厳しい状況が続いており、町内企業への影響も危惧されているところでございます。このため、これまでの企業誘致だけでなく、町内事業所を含めた商工業振興策を充実させることが必要でございます。

また、観光と農業を主産業とする我が町にとって、さいたま市、取手市、 千葉市等との都市との交流、デサント、ドールといった外部企業との連携に よる地域活性化策、さらには産業関連提携による地場産品のブランド化、今 後は地域産業の振興を図る上で有効な手段でございます。

これらのことから、この業務に特化して取り組む体制の整備が必要だと考えております。今回の機構改革は、観光商工課にありました商工業振興部門と総合政策課の交流及び地域振興部門を統合して、まちづくり交流課を新設し、観光商工課の名前を観光課と改めるものであります。このため、課の設置と廃止のための条例の一部の改正をお願いするものであります。

なお、この条例の改正とあわせまして各課のグループを再編し、より執行 体制を強化してまいりたいと考えております。よろしくご審議の上、ご議決 賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について、質疑はありませんか。

10番原澤君。

- 10番(原澤良輝君) 観光というと、従来、グリーンツーリズムで体験だとか、そういうのを重視してきた経緯があると思うんですけれども、今度はそういった場合の対応はどちらになるのか。
- 議 長(久保秀雄君) 町長。
- 町 長(岸 良昌君) 観光政策そのものについて重要であるということは変わっておりません。これについては、観光商工課の機能を観光に特化して観光課の中でグリーンツーリズムを含めて推進していきたいと考えております。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

7番山田君。

- 7 番(山田庄一君) さいたま市とか取手市とか、交流は今まで総合政策でやっていたんですけれども、今後はこの交流というのはまちづくり交流課に移すという形で。
- 議 長(久保秀雄君) 町長。
- 町 長(岸 良昌君) 先ほど、ごあいさつの中でも申し述べさせていただきました。

交流について強化していく必要あるだろうという認識を持っております。今 ご指摘のありました自治体間の交流等につきましては、このまちづくり交流 課の中で重要業務として推進していきたいと考えております。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

11番島崎君。

1 1番 (島崎栄一君) 観光商工課を観光課にすると、それからまちづくり交流課というんですか、新しくつくるみたいなんですけれども、観光課については名前を聞いただけで何をするのかというのが町民にもだれにもはっきりわかるということで、これはいいと思うんです。しかし、商工課ってどこいっちゃったのかなと思って探したんですけれども、ぱっと見たところ、あれどこがやるんだろうということで、ちょっとよく見たら、まちづくり交流課の中に入っていますね。商工課というものがないんですけれども、まちづくり交流課に商工課が入っているというのは、本当に名前を見ただけでほとんどわからないような気がします。わかりやすい上下水道課とか、観光課とか、もう長年にわたって町村の行政の中で使われてきた名前というのは、町民にも親しみがありますし、よく理解できるんですけれども、商工課がまちづくり交流課に入ったというのは、本当にはっきり言うとわからない。名前のつけ方どうなのかなと、まちづくり交流課というこの名前について、再検討ということはないんでしょうか。

議 長(久保秀雄君) 町長。

町 長(岸 良昌君) ただいまのご指摘は、まさに商工が表に出ていないというご指摘だと思います。その点のご指摘はあろうかということで、いろいろ検討したところでございますけれども、先ほど提案理由でご説明申し上げましたように、町内の企業の状況に対する支援、これらについては交流であるとか、それから外部企業との提携といったものと一体的にやっていくのがいいだろうということで、この課の中でグループを分けて行おうとするものでございます。今、ご指摘の「商工」という言葉が表に出ていないという点はあると思いますけれども、これらについて適切な課の名前がないということとと、あえて申し上げさせていただきますと、まちづくりであるとか、交流であるとかいう形の課名で、その中で地域産業をやっておるという市町村についても幾つかございます。そのようなことから、今回、まちづくり交流課という名前にさせていただき、その中で総合性を確保するという観点から、商工部門についても担当させるということとしたものでございます。

今、再度名前の変更はないのかというご指摘でございますが、今提案させていただいている名前が今回、皆さん方にご審議をお願いしようとするものでございまして、それの修正があるということがあるとすれば、それはまさに議会にご相談申し上げて、議会にご議決いただくことでございますので、皆さんの合意形成が図られれば、そういうこともあり得るかなと思っており

ます。

ただし、先ほどご説明しましたように、いろいろ考えていく中で、まちづくり交流課という提案をさせていただいているということでございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

林君。

- 6 **番(林 一彦君)** この課は何人規模くらいの課で、何グループぐらいに分かれる のか。それと、その課はどこに配置するのか、わかったら教えていただきた いと思います。
- 議 長(久保秀雄君) 総合政策課長。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) 質問にお答えします。

人数については、まだ人事等の都合もありますので、確定ではござませんけれども、おおむね10人程度になると思われます。それから、グループ数については、まず今、島崎議員のほうからわかりづらいというお言葉もあったんですけれども、このグループの編成において商工振興グループと、それから地域振興グループということで名前をつけまして、その辺は2つのグループでわかりやすく執行してまいりたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、場所なんですけれども、いろいろ今議論されているところなんですけれども、例えば観光センターに置いたほうがいいのではないか、またはやっぱり本庁に置くべきだと、両方の議論がありますので、それについてはいろいろ調整を図りながら決定していくということになると思います。

以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例につい

ては、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第 7号 みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 みなかみ町自家用有償バス運行基金条例について

議案第 9号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設基金条例について

議案第10号 みなかみ町赤沢スキー場基金条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第14、議案第7号、みなかみ町特別会計設置条例の一部 を改正する条例についてから、議案第10号、みなかみ町赤沢スキー場基金 条例についてまで関連がありますので、以上4件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第7号から議案第10号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第7号でございますが、本案は利根沼田広域観光センター特別会計、スキー場事業特別会計、自家用有償バス事業特別会計及び温泉事業特別会計を廃止するものであります。これらの特別会計の廃止の理由でございますが、社会情勢の変化等により各特別会計での独立採算が将来的に困難な状況であること等、あるいは独立採算が可能でも規模が小さく、仕事の効率化の観点から一般会計に統合することが適当であることと判断したためでございます。

なお、予算書においては事業ごとに新たな目を設け、一般会計に統合した 後も、その事業そのものの採算性が管理できるように努めてまいります。

また、国民健康保険特別会計は国民健康保険法第10条、後期高齢者医療特別会計は高齢者の医療の確保に関する法律第49条及び介護保険特別会計は介護保険法第3条第2項により、それぞれ特別会計の設置が規定されており、条例において設置する必要がないため、今回の改正にあわせて整理いたしたく、削除するものでございます。

次に、議案第8号についてご説明申し上げます。

自家用有償バス事業は、自家用有償バス事業特別会計により管理運営を行ってまいりましたが、平成24年度から一般会計予算で執行することから、自家用有償バス特別会計事業を前提として設置しているみなかみ町自家用有償バス事業基金条例を廃止して、新たにみなかみ町自家用有償バス運行基金条例を制定し、従来どおりの基金の管理を行おうとするものであります。

次に、議案第9号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京地区の町営温泉事業につきましては、みなかみ町温泉事業条例、み

なかみ町温泉事業基金条例に基づき、みなかみ町温泉事業特別会計により管理運営を行ってまいりましたが、前議案同様に平成24年度からは一般会計予算で執行することから、みなかみ町温泉事業基金条例を廃止して新たにみなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設基金条例を制定し、基金の管理を行おうとするものでございます。

次に、第10号についてご説明を申し上げます。

赤沢スキー場につきましても、スキー場事業特別会計により管理運営を行ってまいりましたが、前議案同様に平成24年度からは一般会計予算で執行することから、みなかみ町営赤沢スキー場事業基金条例を廃止して、新たにみなかみ町赤沢スキー場基金条例を制定するものでございます。

以上、議案第7号から10号まで一括してご説明申し上げました。第7号 議案での特別会計の廃止に伴い、第8号から第10号ではそれぞれの特別会 計で管理していた基金を一般会計に移行できるよう条例を整備するものでご ざいます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 **長(久保秀雄君)** 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。 次に、議案第8号について質疑はありませんか。

14番中村君。

14番(中村 正君) 14番中村です。一括で提案理由の説明があったので、一つ一つの質疑という感覚がちょっとなかったもので、ひとおくれしたわけですけれども、一括ということの中で質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ただいま町長の提案理由の説明があったわけでありますけれども、この4つの特別会計がなくなるということに対しまして、透明性がなくなるんじゃないかというような思いの方もあろうかと思います。そうした中で、基金条例をつくって云々の話がありましたけれども、もう一度、その基金の流れ、また科目によっては、特別会計によっては滞納分が含まれているものもあるわけですけれども、その流れの説明をいただけたらと思いますので、お願いします。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、基金の流れなんですけれども、各基金において残高がございますので、それをすべて一般会計のほうで引き継ぐような形になります。 3月31日をもって、そのところの数字を押さえまして、それぞれ一般会計のところ

で管理をしていくということになると思います。

それから、各特別会計の使用料等の関係なんですけれども、これは4月1日以降はすべて一般会計で受けることになります。特別会計においては、一部指定管理者の収入とできるというようなことにもなる事業もございますので、その事業については未収分、いわゆる平成23年度までの分については一般会計で受けるということになると思います。

以上でございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

14番中村君。

14番(中村 正君) もう1点、滞納分についてはどういう動きをするのか。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) お答えします。

滞納分については、すべて一般会計で受けるということでございます。特別会計がなくなりますから、受けるところがございません。すべて一般会計の中で受けるということになると思います。

以上でございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。 次に、議案第9号について質疑はありませんか。

11番島崎君。

11番(島崎栄一君) みなかみ町の猿ヶ京温泉給湯の滞納金額幾らなのか報告してください。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答えいたします。

平成23年度の確定の数字でございますけれども、金額で1,827万6,000円でございます。口数につきましては、定かな数字は手元にないんですけれども、おおむね10件程度だというふうに記憶しております。以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

11番島崎君。

11番(島崎栄一君) 大体約10件で1,800万、1件当たり180万という滞納ということなんですけれども、たしか水道のほうの滞納については、その月使った分以上のものは入れてくださいよということでメーターとめないという話とかあったと思うんですけれども、この辺の滞納の管理については全然1円も入らないでそのまんまとか、もしくはそうじゃなくてちゃんと話し合

いをして180万の中から5万でも10万でも、徐々に減る形でちゃんと対応しているのか、その辺の状況はどうなんでしょうか。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答えします。

平成23年度の対応についてご説明いたします。23年度におきましては、受湯権利料ということで1口300万円という形で受湯を開始するときに預かっているお金がございます。それは45年を限度にだんだん償却はしていくわけですけれども、滞納がある方については例えば3口持っている方については1口解約していただくと。そうすると、その受湯権利料をですね、目減りはしているんですけれども、それを滞納分に充てさせていただいたということがまず1つありますし、それ以外のケースにつきましては当然ながら分納というような形で毎月1万とかということで確約をした上で定期的に収納させていただいております。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。 次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたしま す。

これより議案第7号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。 議案第7号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。 議案第8号、みなかみ町自家用有償バス運行基金条例についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町自家用有償バス運行基金条例については、 原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。 議案第9号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設基金条例についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設基金条例については、 原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町赤沢スキー場基金条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町赤沢スキー場基金条例については、原 案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第15、議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正す る条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴うもので、主な改正内容といたしましては 固定資産税の施行規則の条名等の変更に伴う文言の整理、身体障害者に対す る軽自動車税の減免では、減免対象となる身体障害者の年齢制限であります 18歳未満の規定の削除、たばこ税の税率の改正、東日本大震災に係る雑損 控除額等の特例等の改正でございます。

また、個人住民税では東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の新設に伴い、平成26年度から平成35年度までの間、臨時の措置として個人住民税の均等割の課税標準税率が改正されます。これらの規定が入っております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑はありませんか。

10番原澤君。

10番(原澤良輝君) 10番原澤です。

附則の25条で、個人の町民税の均等割を500円というふうに上積みするというふうになっていますけれども、この改定というのは県民税の均等割も500円上積みされるというふうに理解していいんですか。

議 長(久保秀雄君) 税務課長。

(税務課長 石坂和利君登壇)

税務課長(石坂和利君) お答えいたします。

今回の改正でございます。東日本大震災、それに伴いまして市町村で行う整備等における住民税の均等割を改正するということでございまして、私の手元でいきますと市町村の均等割が3,000円でございまして、それについての改正が500円ふえるということで3,500円になるということでございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたしま

す。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

10番原澤君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番原澤良輝。みなかみ町税条例を改正する条例について反対討論を行います。

東日本大震災の復興財源19兆円のうち、全国自治体が行う緊急防災減災事業の地方負担分など8,000億円を賄う増税策として低所得者から被災者を含めて個人住民税の均等割が500円、県民税の均等割が500円、合わせて1,000円が2014年から10年間増税をされるということになりました。

復興増税は、所得税についても税率が引き上げられますが、大企業の法人税は5%引き下げた上で3年間だけ税率が10%に引き上げられ、3年後からは減税だけになるというものです。町民が負担する増税は大企業減税のというか、今回の税制改正では穴埋めに使われて震災復興に使われない心配があります。復興財源は、大企業がため込んでいる266兆円もの内部留保を振り向けることが復興にもなり、経済発展も図れて必要なことだというふうに考えます。庶民や被災者まで苦しめるような条例改正には反対をいたします。

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたしま す。

議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第11号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例につい て 議 長(久保秀雄君) 日程第16、議案第12号、みなかみ町都市計画税条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、水上地区の都市計画区域内において、土地改良事業に伴う換地処分により地番表示のずれが生じたための改正及び、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外された土地の課税区域への編入等により改正が必要となったものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたしま す。

> 議案第12号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 **長(久保秀雄君)** ただいまより暫時休憩いたします。再開を50分といたします。

(10時32分 休憩)

(10時50分 再開)

議 長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 日程第17 議案第13号 みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 議 長(久保秀雄君) 日程第17、議案第13号、みなかみ町自立支援型ホームヘル プサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたし ます。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、自立支援型ホームへルパーの派遣を受けている利用者が負担している徴収額につきまして、現行の100円から150円に改定しようとするものであります。利用者からの徴収金は、町で定める自立支援型ホームへルプサービス費用を基準額として、介護保険と同様にその1割相当額を負担いただいてまいりました。現行の基準額は、30分を基準として1単位当たり1,040円でございますが、7年間改定されず据え置いてまいりました。この基準額は、介護保険制度のホームへルプサービスの報酬単価を参考に決定してきたところでございますが、介護保険制度の報酬単価についてはこの期間内に2度の報酬のプラス改定などが実施されたことによりまして、自立支援型ホームへルプサービスの基準額と単価に大きな差異が生じてきております。

これらを是正するため、ヘルパーの処遇改善や人材確保なども含め、基準額の見直しが必要となり、介護保険の報酬単価を参考に試算を行った結果、1単位当たり1,500円程度が適正な基準額として次年度以降に適用することといたしております。この基準額の改定に伴う費用の増加についても、従来どおり費用の利用者負担の割合は10%程度にとどめ、直接負担いただく徴収額を150円としようとするものでございます。

なお、被保護世帯につきましては、引き続き費用の負担徴収を行わず、無料とする措置を継続させていただきます。

以上が概要でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたしま す。 ______

委員会付託

議 長(久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第13号、みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収 条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第14号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第18、議案第14号、みなかみ町介護保険条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第14号についてご説明申し上げます。

第1号被保険者の保険料は、介護保険法により保険者であります市町村が3年ごとに事業計画の見直しを行い、第1号被保険者の負担分を保険料として定め、市町村がこれを徴収するよう規定されております。ことしがその見直しの年に当たっております。

今回、平成24年度から平成26年度までの3年間を対象としたみなかみ町介護保険事業計画の見直しでは、必要なサービスの経費や1号被保険者数等の推計に基づき保険料を試算したところ、増額の改定がやむを得ないという結論となったところであります。

なお、保険料の改定幅につきましては、給付費の総額を必要最小限にとどめ、経費の節減を図るとともに介護給付費準備基金の取り崩し、県の財政安定化基金の取り崩し等により増額幅を最少となるように努め、保険料の負担の軽減を図っているところでございます。

また、低所得者への軽減対策として、第4所得段階への弾力化を継続する こととしております。

以上が概要でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願

い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたしま す。

委員会付託

議 長(久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第14号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については、 委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第19 議案第15号 みなかみ町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正す る条例について
- 議 長(久保秀雄君) 日程第19、議案第15号、みなかみ町農漁業災害対策特別措 置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

農漁業災害対策特別措置条例は、台風等の天災により損失を受けた農漁業者に対して助成措置や資金の融通措置を講じ、経営の安定と生産力の維持を図ることを目的としております。

しかしながら、近年の災害は竜巻や突風等、局地的に発生する災害が増加 しており、現行制度では十分な対応が難しいことから、群馬県では条例の改 正を行ったところであります。

主な改正点は、局地的な災害として降雹、竜巻、突風を明記し、これらの 災害の指定要件を被害面積では10~クタールから5~クタールへ、被災農 家戸数要件も種別によって異なりますが、果樹等の永年作物の災害では10戸以上から5戸以上、畜産物等では5戸以上から2戸以上等、また被害見込み額では別に定める規則において5,000万円から2,500万円にするなど、局地的な災害に対する指定要件を緩和し、きめ細かな対応を行おうとするものであります。この県条例の改正にあわせ、町条例の一部の改正を行おうとするものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたしま す。

> 議案第15号、みなかみ町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する 条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町農漁業災害対策特別措置条例の一部を 改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第20 議案第16号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 について
- 議 長(久保秀雄君) 日程第20、議案第16号、みなかみ町小口資金融資促進条例 の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第16号についてご説明申し上げます。

みなかみ町の小口資金の融資につきましては、審査件数で申し上げますと、 平成21年度が8件、平成22年度が13件、平成23年度は2月までで1 3件と、小規模事業者の制度融資として有効に活用されているところであります。

群馬県では、東日本大震災、原発事故等により、さらに経済状況が厳しくなっていること等から、群馬県が取り扱っております小口融資を含む各種制度融資について、平成23年度に実施した融資期間の延長の特例措置と借りかえ条件の緩和措置を平成24年度においても継続実施することと決定いたしました。みなかみ町といたしましても、この間、群馬県と連携して対応してまいりましたことから、小口資金融資の融資期間の延長の特例措置と借りかえ条件の緩和措置を1年間延長しようとするための改正でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたしま す。

これより議案第16号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第21、議案第17号、みなかみ町温泉事業条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。 町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第17号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京地区の町営温泉事業につきましては、みなかみ町温泉事業条例に基づき事業運営、施設管理を行っておりますが、給湯施設全体の管理運営を指定管理者が行うことができるように条文を追加し、あわせて本条例が猿ヶ京地区に限られていることから、条例名称を改正し、わかりやすくするとともに、第1条につきましても名称改正に沿って目的規定から設置規定に改めようとするものであります。

なお、指定管理者に管理委託する場合の業務としては、温泉使用料の収納、 温泉使用量の検針、温泉施設の維持管理を想定しております。よろしくご審 議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたしま す。

これより議案第17号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたしま す。

> 議案第17号、みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例についてを 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 みなかみ町町営住宅管理条例の一部を改正する条例につ いて 議 長(久保秀雄君) 日程第22、議案第18号、みなかみ町町営住宅管理条例の一 部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第18号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公営住宅法の改正に伴い、関係する条例を改正しようとするものであります。内容といたしまして、1つには公営住宅法及び公営住宅法施行令によって定められておりました入居収入基準が条例に委任されたため、条例に明記しようとするものであります。

2つ目としまして、同法、同施行令によって定められていた同居親族要件が、これもまた条例に委任されたため、既に条例に定められている同居親族要件を維持するとともに、近年空き巣増加の傾向にある高日向、大穴、鹿野沢、藤原の団地につきましては、同居親族要件の特例を認め、これまで入居できなかった年齢層の単身者でも入居可能とするよう緩和することによって、空き巣対策を講じようとするものが主な改正点でございます。

また、法改正に伴い、条項の順番に並びかえるほか、字句等の修正を行う ものであります。

以上が概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう お願い申し上げます。

議 **長(久保秀雄君)** 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたしま す。

これより議案第18号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第19号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改 正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第23、議案第19号、みなかみ町スクールバスの設置に 関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第19号についてご説明申し上げます。

本年度から統合により新たに開校した水上小学校は、旧幸知小学校区の児童につきましてはスクールバスによる通学となりました。旧水上小学校区の遠距離通学児童については、従前どおり路線バス利用等で対応してきているところでございます。水上小学校区の中で、谷川地区においては冬期間のタクシー利用、また鹿野沢地区においては路線バスの運行が朝だけの運行路線という状況がございまして、保護者からスクールバス運行の要望があり、これらにこたえるため24年度より谷川及び鹿野沢両地区の遠距離通学児童についてスクールバス通学とするため、条例の別表に行政区名を追加する改正でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正 する条例についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第20号 みなかみ町スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する 条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第24、議案第20号、みなかみスポーツ振興審議会条例 等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第20号についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、スポーツ振興法、これの全部が改正され、スポーツ基本法が制定されたことに伴いまして、みなかみ町スポーツ審議会の名称をみなかみ町スポーツ推進審議会に改めるほか、関係条例の整備を行うための条例改正でございます。法律の改正に伴います条例の改正でございますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について、質疑はありませんか。

10番原澤君。

10番(原澤良輝君) 10番原澤です。

スポーツ基本法が23年に定まったというふうなことなんですけれども、 スポーツの振興とスポーツの推進というのの違いをちょっと教えていただき たい。

議 長(久保秀雄君) 教育課長。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 非常に難しい質問だと思うんですけれども、わかる範囲で答 えさせていただきたいと思います。

> スポーツ振興法の全部が改正されて、スポーツ基本法が制定されたための 条例改正でございますけれども、振興と推進とはどのように違うかというご 質問だと思うんですが、私ども担当といたしましては推進という言葉に変え させてもらうということによって、より現実的に力を入れていけるような方 向で考えていきたいというふうには考えております。振興と推進の違いとい

うのは、なかなか言葉では難しいことでございますけれども、担当といたしましてはスポーツを積極的に取り入れた住民の健康増進というものを考えていきたいというふうに思いますので、推進という方向のほうがより具体的なのかなというふうに考えております。

以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたしま す。

議案第20号、みなかみ町スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町巣スポーツ振興審議会条例等の一部を 改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第25 議案第21号 みなかみ町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止 する条例について
- 議 長(久保秀雄君) 日程第25、議案第21号、みなかみ町介護従事者処遇改善臨 時特例基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第21号についてご説明申し上げます。

みなかみ町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例は、平成21年第4期介護保険事業計画の中で負担増となる第1号被保険者の保険料の負担軽減策として交付されました特例交付金について、基金を創設し、適切に管理するために制定したものでございますが、平成24年3月末日をもって効力を失う

規定となっております。改めて今回、廃止するものでございます。よろしく ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたしま す。

これより議案第21号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町課介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について (みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑)

議案第23号 指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所水上デイサービスセンター)

議案第24号 指定管理者の指定について (みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあいセンター)

議案第25号 指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)

議案第26号 指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)

議案第27号 指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館))

議案第28号 指定管理者の指定について(みなかみ町大峰休養施設 見晴荘)

議案第29号 指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施

設(月夜野は一ぺすと)

議案第30号 指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実 習館(豊楽館))

議案第31号 指定管理者の指定について (みなかみ町農産物加工施設 (福寿茶屋)

議案第32号 指定管理者の指定について (みなかみ町手づくり郷土の香りの家)

議案第33号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)

議案第34号 指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))

議案第35号 指定管理者の指定について (みなかみ町特用林産物加工場)

議案第36号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境 改善センター)

議案第37号 指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)

議案第38号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館) 議案第39号 指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービス センター)

議案第40号 指定管理者の指定について (みなかみ町武尊青少年旅行村)

議案第41号 指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設湯島オートキャンプ場)

議案第42号 指定管理者の指定について (みなかみ町猿ヶ京温泉交流 公園「満天星の湯」)

議案第43号 指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場(湯原))

議案第44号 指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場(大穴))

議案第45号 指定管理者の指定について(第3号みなかみ町駐車場(湯 桧曽字湯吹山))

議案第46号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」)

議案第47号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 湯宿温泉屋内運動場)

議案第48号 指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館) 議案第49号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯 施設)

議 長(久保秀雄君) 日程第26、議案第22号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑)から、議案第49号、指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設)まで、以上28件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第22号から第49号について一括してご説明を申し上げます。

いずれも、指定管理制度の運用にかかわるものでございます。指定管理制度の運用につきましては、昨年12月、民間の有識者、さらには議会代表に入っていただき、指定管理者制度運用検討委員会を設置し、制度の運用等について検討をお願いしてきたところでございます。その検討結果に基づき、指定管理者の指定についてご提案しようとするものであります。幾つかの見直しを行っておりますので、主な点を申し上げさせていただきます。

1つ目は、指定管理者に対する指定管理料の範疇を施設の管理に関するものに限定するとともに、委託料や補助金については対象や範囲等、積算根拠を明確化し、管理者の自立可能な経営を促進するよう努めたところであります。

2つ目は、指定期間についてであります。当初は3年を基本としますが、 その後の指定は施設ごとに検討するものとしております。指定管理料の支出 がなく、安心して継続的、安定的に管理運営が期待できるものについては5 年間、指定管理料は支出されているものの、継続的、安定的に管理運営が期 待できるものは4年間、そして指定後も地元譲渡や施設のあり方等を検討す る必要のある施設については3年間としております。

3つ目は、指定管理者制度の導入によって利益還元が可能な施設については、施設の設置目的により利用料金の割引、サービスの向上、施設改修、地域還元等を促すようにいたします。

4つ目といたしまして、指定期間が複数年にわたり、かつ指定管理者に対して委託料を支出することが見込まれる場合には、債務負担行為を設定することとの通知が平成22年12月22日付で総務省より出されているところであります。このため、該当する案件につきましては、平成24年度の当初予算にそれぞれ債務負担行為を設定することといたしております。

以上が主な見直し点でございますが、今回一括提案いたします28施設の うち、27施設につきましては現在、運営目的に沿った形で専門知識や技術 を持って適切に管理されていることを考慮し、指定管理者選定の特例により 引き続き現在管理している団体を指定しようとするものです。

また、猿ヶ京温泉給湯施設については、現場に事業所を有し、猿ヶ京温泉の中核施設である満天星の湯の指定管理者である猿ヶ京温泉夢未来へ管理させることが適当であると判断し、今回新たに指定管理者制度を適用するものであります。

以上、一括して説明させていただきましたが、よろしくご審議の上、ご議 決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

10番原澤君。

10番(原澤良輝君) 10番原澤です。

見晴荘は、ここだけ前回も1年、今回も1年となっているんですけれども、 その理由をお願いします。 議 長(久保秀雄君) 農政課長。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長(高橋正次君) お答えいたします。

見晴荘につきましては、現在、ダイヤモンドワールドさんと指定管理契約を結んでおります。これにつきまして、見晴荘につきましては築29年というふうなことで、大変古い建物でございます。年々利用者も減少しておりますけれども、山岳愛好会またはマラソン愛好会等の新規開拓というようなことで、リピーターにも集客をして意欲的に努力をしておりますので、そこと指定管理を結びたいというようなことでございます。

以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

10番原澤君。

- **10番(原澤良輝君)** 38号のふれあい交流館なんですけれども、過去に何回か見直 しをされてきていると思うんですけれども、今回400万円にした理由をお 願いします。
- 議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答えいたします。

400万ということで金額そのものは変わってございません。ただし、温泉使用料ですとか、地代につきましては別途町が負担するということで、あくまでも運営費につきましては400万で引き続き商工会に指定管理をお願いしたいということでございます。

- 議 長(久保秀雄君) 10番原澤君。
- **10番(原澤良輝君)** 過去に3回、これ3回目ですね、見込みが。600万、500万、400万、最初が、前回は400万で、その前が500万だったんですが、それは違っていますか。
- 議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。
- **観光商工課長(真庭 敏君)** その辺の減額につきましては、商工会のほうの経営努力 ということで、町としても財政的に厳しいということで商工会との協議の中 で指定管理料を減額した経緯がございます。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

11番島崎君。

11番(島崎栄一君) ふれあい交流館の、これ日帰り温泉施設なんですけれども、私も一般質問をした手前、実際に2回ほど行ってきたんですけれども、湯船に四、五人しか入れないと、露天風呂もなく、そんなに入ってうれしくなるようなおふろじゃ全然なかったです。全然ですね、はっきり言うと。

それで、新治の人にちらっとこの話が出たときに、その人が何を言ったのかというと、1回入ったけれども、もう二度と行かないよと、とても全然金払って行くような価値ないよと。それから、水上の鹿野沢あたりの人にちらっと話したときに何言ったかというと、その人は客商売しているんですけれども、観光客がこのふれあい交流館に入って怒っていたと、なんちゅうひどいとこかと、こんなところ日帰り温泉、全然入る価値ないというんですか、不満を抱えて不平を言っていたということで、それはそうだろうなと思いました。

500円から払って、あんな程度のおふろに入るなんていうのは、全然もう観光振興にならないと。はっきり言うと、水上温泉のイメージダウンになっていると思います。そういうものに対して税金を、全く委託料を400万もくれてやってやるよりは、はっきりいえば水上の観光のプラスのためには、日帰り温泉中止したほうがいいと思います。そういうことで、ちゃんと観光課のほうは観光振興に役立つように中止してもらいたいと思いますので、そういう検討をしてください。

議 長(久保秀雄君) 町長。

町 長(岸 良昌君) ただいま島崎議員のご指摘については、前回の一般質問の中で意見交換させていただいたところであります。今回、あのときの一般質問の質疑を踏まえ、結果的に先ほどご説明申し上げましたように指定管理者制度運用検討委員会のご意見を取りまとめていただき、今ご提案している38号になっているところでございます。

なお、施設のあり方そのものにつきましては、地域振興あるいは今ご指摘のありました観光振興、いろいろな点がございます。これにつきましては温泉施設、先ほど私が提案理由でご説明しましたように、委託料がなく安定的に運営されているものには5年間の指定管理期間、そして検討が引き続き必要なものについては3年間の指定期間というご説明申し上げまして、このふれあい交流館については見ていただくとわかりますように27年3月31日までの3年間ということになっております。

なお、温泉交流施設、これについては6つほどございますけれども、これらについては一括して先ほどご説明いたしましたまちづくり交流課のほうで全体のバランスをとりながら、鋭意検討していくということにしております。引き続き、その中で議員さんの意見を聞くこと、あるいは有識者のご意見をまとめること等が必要であれば、新たな委員会等も活用して検討を積極的に進めていきたいと考えているところです。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

島崎君。

11番(島崎栄一君) 町長がそういうふうに言うというのは、わかるのはわかるんですよ、検討委員会で出た結論を受けてということですから、あれなんですけ

れども。ただ、実際問題とするとですね、はっきり言うと本当にあそこ日帰り温泉運営することによるイメージダウン、閉鎖したほうがイメージダウンがなくなるということはマイナスがなくなるということはプラスということで、お金払ってマイナスのイメージを振りまいているようなもの。インターネットで見ても、温泉施設としては全然評価されていないということも出ていますので、本当に真剣に考えて、お金400万という金額毎年くれる価値がないという、早く結論になってもらいたいなと思いました。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

12番高橋君。

12番(髙橋市郎君) このふれあい交流館については、建設当時の補助金なり、いわゆるひもつきであるのか。ひもつきであったりすると、なかなか閉鎖なり廃止というのは時間かかったり、難しい部分もあるとは思うんですけれども、この点についてはどういうことなんでしょうか。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答えします。

確かに、建設当時の資金の調達ということの中で、起債を受けて建設した もので……

12番(髙橋市郎君) 何を。

観光商工課長(真庭 敏君) 起債を使って。

12番(髙橋市郎君) 補助金、起債とは何の起債。

- 観光商工課長(真庭 敏君) すみません、ちょっと決算書が今手元に持っていないものですから、起債の名称をちょっと確認とれておりませんけれども、たしか起債を使って建設したというような記憶でございますので、まだその辺の起債の償還が終わっているのかいないのかということは、ちょっと今後確認をさせて、またお答えさせていただきたいと思います。
- **12番(髙橋市郎君)** 補助金は入ってないの、補助金。補助金は入っていないんですか。
- **観光商工課長(真庭 敏君)** ちょっとすみません、起債だったか補助金だったか、ちょっとすぐこの場でお答えできないんで、どちらかがあったという記憶があるだけなんで、申しわけありません。
- 議 長(久保秀雄君) 12番髙橋君。
- 12番(髙橋市郎君) その答弁がないと、これきょう判断するんでしょう。ちょっと 判断できないんで、暫時休憩して調べてもらってからじゃないとできないと 思うんですけれども、判断が。

(「休憩」の声あり)

議 長(久保秀雄君) それでは、確認のために暫時休憩といたします。

(11時34分 休憩)

※休憩中に答弁について確認がされた。

(11時41分 再開)

議 長(久保秀雄君) それでは再開をいたします。

議 長(久保秀雄君) 先ほどの件について、観光商工課長より答弁をいたします。 (観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答えさせていただきます。

補助金は使っておりませんでした。地総債ということで建設当時…… (「何債」の声あり)

観光商工課長(真庭 敏君) 地総債、地域総合整備債ということで、それを使っていて建設したようでございますけれども、地総債の償還も3月末で終わるということでございます。

以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

髙橋君。

12番(髙橋市郎君) そういうことで、先ほど町長の提案理由の説明で、いわゆる見直しを図らなければならないものによって、年数を限っておると。3年というのが適当かどうかという判断は、その検討委員会なり審議会でしたんでしょうけれども、できることなら1年サイクルで契約というか、指定管理をして、それで早急に結論を見い出すということのほうが望ましいんじゃないかなと思いますけれども、3年にしたその考え方というのはどういうところにあるんですか。

議 長(久保秀雄君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 先ほど申し上げたところでございますけれども、温泉交流施設については町内幾つかございます。それらについて同列に、横断的に検討しようということで、それには3年間かかるだろうといったようなことでございました。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、3年間というのはそういうことでございます。

このふれあい交流館だけ1年にするというようなことではなくて、温泉交流施設、それぞれの地区、地域で交流施設あるいは観光施設として活用されているという視点がございますので、それを横断的に検討するには3年間が必要だろうということで、今回の提案しているところでございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

島崎君。

11番(島崎栄一君) 3年をかけて検討するというふうに町長言いましたけれども、 結構今スピード時代というんですか、民間企業は決断がおくれればだめだと、 なるべく経営的なことについては早急に決断してやらなければということで、 全世界の企業は日々即断即決というところまではいかなくても、ちゃんと素早く検討をして結論を出して、自分の財産とかを守っています。

みなかみ町でも遊神館、指定管理1回出しましたけれども、それを受けた業者が年間1,000万赤字になるというんで、もう素早く決断してすぐ撤退しました。そうやって自分の財産を守っているんです。みなかみ町長、議会が守るべきこの財産というのは、これは町民の財産、国民の財産なんですよ。その町民の財産、国民の財産もやっぱり民間企業に負けないくらいちゃんとスピードアップして、3年とはちょっとのんびり過ぎるんじゃないかなと思いますので、1年以内に結論して無駄な出費は控えるように、このお金は町民のお金、国民のお金ですから、ぜひ3年といわず1年で、1年以内で結論出すようにスピードアップしてください。

議 長(久保秀雄君) 町長。

町 長(岸 良昌君) ただいまのご指摘は、コストとベネフィットだけで計算して判断すればいいというのが私企業でございますので、それはできると思います。 公務というのは、そうではないと。これは前回の一般質問でも繰り返しお答え申し上げたとおりです。先ほども申し上げました。

ただし、私が申し上げたのは温泉交流施設について横断的に検討課題として、先ほど申し上げた新しい課の中で主要課題として検討するというふうに申し上げたところです。

ただいまのお話が温泉交流施設、一般的に取り扱うのではなくて、ふれあい交流館だけ特化して1年で答えを出せというご指摘であれば、そのような方向で検討を特例する。あるいは関係者にご審議いただくということを特化した業務としてやるということについては、やぶさかではございません。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたしま す。

> 次に、議案第39号について質疑はありませんか。 4番前田君。

4 番(前田善成君) 検討委員会で有識者だとか、議員だとか入ってもらって、今回 そういう指定管理を特定指定じゃなくて、公募するような形で選定していく というようなお話あったものですね。その中で、この奈良俣のサービスセン ターって水のふるさとのときもかなり足かせになっていて、ここで逆にいう と商売が発展するような、地元の雇用が拡大するような、そういうような事 案の案件ではないと思うんですよ。このことについて、そういうような検討 があったのかどうか。

それとあと、実際これで商売していくということになると、水資源のほう

の施設を一緒に借りたほうが効率がいいみたいな話があるんですが、その辺 について検討しているかどうかの2点についてお答えください。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに、水資源のほうから、もう少し拡大してほかの部分も使ってやった らどうかというようなお話もいただきました。ただ、そのときに指定管理者 のほうにご相談をしましたら、やはりこれ以上広げて事業を展開することは なかなか難しいと、かえって赤字を大きくしてしまうというようなことで、 そこには至らなかったという経緯がございます。

それから、もう1点何でしたっけ、すみません。

- **4 番(前田善成君)** もともと、この奈良俣のサービスセンターって、足かせになっている。それで、実際にそれをやめる方向で検討されたかどうかという話を......
- **総合政策課長(宮崎育雄君)** 指定管理者にとって、足かせになっているかいないかによって、その指定管理をするかしないかという判断にはならないと思います。 基本的につくった公共施設については、設置者である町が責任を持って運営するということが基本ですので、それを指定管理者にかわって責任を果たしてもらうということで進めております。

ですから、奈良俣サービスセンターとしてやるべき行政サービスをやって もらうということを前提に、指定管理者を選定しているということでござい ます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

10番原澤君。

10番(原澤良輝君) 10番原澤です。

今回、ここは指定管理料が500万という形で初めて出てきたんですけれ

ども、これの理由というか、検討結果をお願いします。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お答えします。

これは指定管理につきまして500万ということで金額が計上されておりますけれども、中身につきましては、でんでこ座三国館の管理運営費ということで500万円ということで予算計上されてございます。満天星そのものは日帰りの入浴施設でございますけれども、三国館につきましては文化施設というような考え方の中から、とても使用料だけでは管理が賄えないということで、500万を指定管理料として支払うことによって、何とか運営できるというようなことの中で500万というような金額を計上させていただいておるわけでございます。

以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありませんか。

島崎君。

1 1番 (島崎栄一君) でんでこ座三国館を文化施設ということで課長は言うんですけれども、芝居という民間業者さんがチケットを売って興行をするというのは営業ですよね、そういうものは各芝居の団体とか、そういうのが一生懸命自分が売って利益を出せばいいという内容です。文化施設というと、カルチャーセンターがありますね、みなかみ町には。そういう中で、町民のいろいろな文化活動とか、私もちょっと落語の講演会で使わせてもらったんですけれども、そういう文化活動をやるためにやる施設が町にはあるわけです。これが500万円、文化施設として援助をするんだという話になったとすると、使用頻度ですね、去年度、この文化的に使った日数は何日ぐらい使ったんですか。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) 三国館の全体、年間を通した利用回数あるいは日数につきましては、申しわけありません、手元に資料ございませんが、三国館の大衆演劇に関しては開館日数で申し上げますと149日間の開催をしているということでございます。年間を通して、全体の利用日数等につきましては、先ほどと同じようになってしまいますけれども、調べさせていただきたいということでよろしいでしょうか。

議 長(久保秀雄君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 数字、今から調査します。その間、1つ述べさせてください。 三国館について、満天星と切り離して施設として位置づけるべきだという 議論は、検討委員会の中でもやっていただいたと思います。つまり、入浴交 流施設と、それから文化施設と、これは分かれているということです。その 中で、今カルチャーセンターのご指摘がありました。三国館も、紙芝居であるとか、あるいは地域における文化活動、例えば地域の芸能、地域の方々がそこを使って文化活動をやっていらっしゃるというのがあります。カルチャーセンターが、我がみなかみ町の中心的文化施設であることは間違いありませんけれども、カルチャーセンターだけでいいということになりませんし、三国館を文化施設として位置づけて維持管理していく必要があるというふうに思ったところでございます。その管理料の500万の根拠の中に、先ほどご指摘のありました芝居、演芸をやっているということについては、この収支計算の中には全く入っていないと、切り離された興行であると、そういう形にこの間変えてきているというふうに理解しているところでございます。

なお、例えば太鼓の練習で何日、あるいはデサントが来て、そこで子供たちの交流が何日ということについてご質問がありましたので、今早急に調べさせます。

(「休憩とったほうがいいんじゃないですか」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 暫時休憩いたします。

(11時54分 休憩)

※休憩中に答弁について確認がされた。

(12時00分 再開)

議 長(久保秀雄君) それでは再開をいたします。

議 長(久保秀雄君) 数字について報告をいたします。

観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) お待たせしました。お答えします。

三国館の利用状況でございますけれども、3月の11、12というようなことも予約されているようでございますけれども、それを含めまして23年度で189日の利用ということでございます。

以上です。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

島崎君。

11番(島崎栄一君) 質問した内容は、大衆演劇のそういう営業的な活動が何日、それから文化施設というんだったら、カルチャーセンターでやるような文化活動で何日、文化活動で何日使ったのか日数をということで質疑をしたんですよ。

だから、今のまとめて何日だけじゃ、ちょっと答えになっていないんですけれども。

議 長(久保秀雄君) 観光商工課長。

(観光商工課長 真庭 敏君登壇)

観光商工課長(真庭 敏君) 改めてお答えします。

全体で189日、それで大衆演劇の日数が149日、差し引きますと40日が文化活動というようなことになろうかと思います。主な内容でございますけれども、1月につきましては太鼓の演奏会、2月には三宅島との交流会、あとは4月にカラオケ教室の発表会ですとか、8月にはセイジョウ高校の合宿ですとか、新治音楽協会の発表会ですとか、フラダンスチームの発表会、千葉大の合宿というようなことで実施されているようでございます。それ以外の部分が大衆演劇として利用されているというような状況でございます。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

11番島崎君。

11番(島崎栄一君) 文化施設はカルチャーセンターがありますし、地元の布施区にも農事研修所というのがありまして、そういうところでいろいろな芸能とかやったりもしました。町にあるこういう、例えば布施区の農事研修所については布施区が運営しているんですよ。例えば、これがもし猿ヶ京の人たちが主に、特に旅館とか民宿なんかの振興も兼ねているということならば、猿ヶ京区に任せるべき文化施設なのかなと。

町として、中心に1個文化施設を持つというのは、どこでもやっているんで、それはいいんですけれども、各地区に散らばっている文化施設まで全部費用を何百万も出して維持すべきかどうかというと、どちらかというと1個は町としてカルチャーセンターなりできちと責任持ってやりますけれども、各地区に散らばっているその他のものは、各区に運営を任せるということでやったほうが平等なんじゃないかなと思います。

特に、この猿ヶ京区にある三国館だけ費用を出すとなりますと、ほかの地区のそういう公民館とか、農事研修所とか、そういうものについて今出していないわけですから、平等性もちょっと損なわれるんじゃないかなと思いますけれども。

議 長(久保秀雄君) 町長。

町 長(岸 良昌君) 文化施設が町に1つだけあればいいという議論については、い ろいろな見方があると思っています。地域的なバランスも、これはあると思 います。

例えば、水上の観光会館どうする、これはこれでまた別途の議題だとは思います。文化施設というのが1つあればいいと、要するに舞台のあるところは1つでいいんだということについては、違うんではないかと思います。

今、ご指摘のありました施設が町で1つあるべきか、複数あるべきかというものは、文化施設はどうなんだ、こういう産経施設はどうなんだ、交流施設はどうなんだと、逐一議論の必要があろうかと思っています。とはいいながら、現在の三国館の利用状況、あるいは文化施設としての整備の状況等か

ら見ると、あの施設を町で管理する文化施設という位置づけを外して、すぐ 別途の用途あるいは別途の運営管理を考えるんだという段階には至っていな いというふうに思います。

今、繰り返しのお答えになりますけれども、この今の第42号につきましても満天の湯という書き方で三国館と分けずに一体化で一体として指定管理の指定をお願いしているところです。先ほどの前段でご説明しました内容の地区等に引き渡す検討をしなきゃいけないもの、これについてもやはり3年間ということでやっておりますので、平仄が合っていると思いますので、今後の検討の中で満天星のいわゆる温泉部分と、そして三国館という文化施設の部分について切り離して検討すべきだという視点については、検討の中で入れて検討していきたいというふうに思います。

議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたしま す。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたしま

す。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたしま す。

> これにて休会といたします。再開を13時10分といたします。 (12時07分 休憩)

(13時10分 再開)

議 長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長(久保秀雄君) これより議案第22号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 デイサービスセンターほたるの苑)は原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第23号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 水上デイサービスセンター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 水上デイサービスセンター)は原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第24号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 新治ふれあい センター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所 新治 ふれあいセンター)は原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第25号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)は、原 案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第26号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第27号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(久保秀雄君)** ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館))を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第28号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、指定管理者の指定について(みなかみ町大峰休養施設 見晴荘)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、指定管理者の指定について(みなかみ町大峰休養施設 見晴荘) は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第29号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設(月夜野ハーベスト))を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設(月

議

夜野ハーベスト))は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第30号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館(豊楽館)) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館(豊楽館))は、原案のとおり可決されました。

長(久保秀雄君) これより議案第31号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(久保秀雄君)** ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設(福寿茶屋))を 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設(福寿茶屋))は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第32号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)を採 決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。 議 長(久保秀雄君)

> よって、議案第32号、指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの 家) は、原案のとおり可決されました。

長(久保秀雄君) これより議案第33号について、討論に入ります。 議

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論の発言を許します。 議 長(久保秀雄君)

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

> 議案第33号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)を 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。 議

議

よって、議案第33号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト 工房)は、原案のとおり可決されました。

長(久保秀雄君) これより議案第34号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論の発言を許します。 議 長(久保秀雄君)

(「なし」の声あり)

ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。 議 長(久保秀雄君)

> 議案第34号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))を採決 いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。 議

> よって、議案第34号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館)) は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第35号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。 議

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、指定管理者の指定について(みなかみ町特用林産物加工場)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、指定管理者の指定について(みなかみ町特用林産物加工場)は、 原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第36号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター)は、原案のとおり可決されました。

議 **長(久保秀雄君)** これより議案第37号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第38号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

11番島崎栄一君。

1 1 番 (島崎栄一君) 議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館) について反対討論をいたします。日帰り温泉がある訳なんですけれども、観光客はここに お金を払って入ると非情に不快な思いをして、全然良くないと、こんなのにお金を払って 損をしたということで、みなかみ町またみなかみの温泉に対して、はっきり言うと悪いイメージを持つという施設です。それについて、みなかみ町の観光のイメージダウンになる ような施設について町がお金を出して維持するというのは本当に意味がない。マイナスの 効果しか無いわけですから早急に対策を打って解決すべきものではないかと思います。しかし、これを見ますと平成24年から27年ということで3年の指定期間ということで、 ちょっとのんびり構えているので、どうなのかなとこれはちょっと疑問だなというふうに 思いまして反対いたします。

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に反対討論の発言を許します。

ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館)を起立により 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者起立」あり)

議 長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館)は、 可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第39号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第40号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)は、 原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第41号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション 施設湯島オートキャンプ場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設湯島オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第42号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の 湯」)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満 天星の湯」)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第43号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場(湯原))を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場(湯原))は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第44号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(久保秀雄君)** ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場(大穴))を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場(大穴))は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第45号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、指定管理者の指定について(第3号みなかみ町駐車場(湯桧曽字湯吹山)) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、指定管理者の指定について(第3号みなかみ町駐車場(湯桧曽字湯吹山))は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第46号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれいあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれいあい・やすらぎ 温泉センター「上牧 風和の湯」)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第47号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 湯宿温泉屋内 運動場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 湯宿温泉屋内運動場)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第48号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)は、原 案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第49号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第50号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 猿ヶ京温泉屋内運動場)

議 長(久保秀雄君) 日程第27、議案第50号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治 屋内運動場 猿ヶ京温泉屋内運動場)を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、6番、林一彦君の退場を求めます。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第50号について、ご説明申し上げます。この件につきましても、議 案第22号から第49号でご説明申し上げたことと同様に、指定管理者制度運用検討委員 会での結果を踏まえまして、指定管理者選定を特例により、引き続き現在管理している団体を指定しようとするものであります。指定期間につきましては、地元譲渡や施設のあり方を検討する必要のある施設と考えられますので3年間としております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第50号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第50号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 猿ヶ京温泉屋 内運動場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場 猿ヶ京温泉屋内運動場)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) 6番、林一彦君の退場を解きます。

日程第28 議案第51号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)

議案第52号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第53号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第55号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第56号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第2号)

議案第57号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

議 長(久保秀雄君) 日程第28、議案第51号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから、議案第58号、平成23年度みなかみ町水道事 業会計補正予算(第2号)についてまでは、関連する議題でありますので、以上8件を一括議題といたします。 町長より、一括して提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

議案第51から議案第58号まで、一括してご説明申し上げます。最初に 町 長(岸 良昌君) 議案第51号について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ れぞれ6776万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億 6735万8000円とするものであります。歳出の予算ですが、主に事業費の確定によ る増減等を措置すると共に、基金を増額して積み立てるものであります。 2 款総務費では、 1項総務管理費1億5181万4000円の増額は、公共施設管理基金積立金1億600 0万円、国際化政策基金3000万円、協働のまちづくり費1470万円が主なものであ りす。3款民生費では、2項児童福祉費9193万5000円の減額は、子ども手当費8 104万6000円が主なものであります。4款衛生費では、1項保健衛生費1001万 2000円の減額は、予防接種委託料302万8000円及び妊婦健診委託料250万円 が主なものです。6款農林水産業費では、1項農業費1億8038万円の増額は、中山間 地域総合整備事業及び農業体質強化基盤整備促進事業が主なものであります。 7 款商工費 では、2項観光費410万8000円の減額は、川手山森林公園バンガロー等撤去工事が 主なものです。8款土木費では、4項都市計画費1889万3000円の減額は、下水道 特別会計繰出金1839万3000円が主なものです。9款消防費では、1項消防費92 9万2000円の減額は、利根沼田広域消防負担金927万2000円が主なものです。 10款教育費では、4項高等学校費4291万8000円の減額は、地方交付税分の利根 沼田学校組合負担金です。6項社会教育費822万9000円の減額は、集会施設整備費 が主なものです。11款災害復旧費では、2項土木施設災害復旧費1178万円の減額は、 災害復旧工事請負費です。12款公債費では、1項公債費505万3000円の減額は、 地方債償還利子です。13款諸支出金では、2項開発公社費1400万3000円の減額 は、利子補給金及び販売促進補助金です。財源となる歳入予算の主な内訳ですが、自動車 取得税交付金790万円の減額は、減税の影響によるものです。地方交付税7821万9 000円の増額は、普通交付税の確定によるものであります。負担金687万4000円 の増額は、ドールランドみなかみプロジェクト負担金1000万円が主なものです。国庫 負担金1億6326万2000円の減額は、子ども手当負担金1億5778万2000円 が主なものです。県負担金8789万1000円の増額は、子ども手当負担金3425万 6000円及び東日本大震災求償費県負担金5613万5000円が主なものです。県補 助金1億3292万7000円の増額は、中山間地域総合整備事業補助金6930万円及 び農業体質強化基盤整備促進事業補助金7500万円が主なものです。繰入金5709万 7000円の減額は、財政調整基金繰入金が主なものであります。また、平成23年度か

ら24年度への繰越明許は第2表のとおりであります。関係機関や地元等との調整に不測

の日数を要する等、年度内に事業が完了できないため、総額で6億1143万円の繰越明 許をお願いするものであります。以上が一般会計の概要であります。

次に議案第52号についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5929万9000円とするものであります。歳出については、1款総務費108万900円の増額は、国保総合システム稼働時期変更に伴う負担金が主なものです。2款保険給付費2144万6000円の増額は、一般及び退職被保険者に係る療養給付費が主なものであります。5款老人保健拠出金473万5000円の減額は、医療費拠出が過年度精算分のみの支出となるためであります。7款共同事業拠出金1671万7000円の減額は、国保連合会への拠出金が確定したことによるものであります。財源となる歳入は、9款繰越金108万3000円の増額で、これは前年度剰余金の一部であります。以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に議案第53号についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ558万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3342万円とするものであります。歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金558万円の減額は、転出、死亡等の異動による保険料の減少によるものであります。歳入については、1款後期高齢者医療保険料558万円の減額は、歳出内容と同様であります。以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に議案第54号についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1499万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3989万8000円とするものであります。歳出の主な内容は、1款総務費40万8000円の増額は、次年度以降の制度改正に伴うシステム改修費121万7000円の増額と、事業費精査による80万900円の減額であります。2款保険給付費2200万円の増額は、介護サービス等諸費及び特定入所者介護サービス等費の利用増に対応するためのものです。3款地域支援事業費741万1000円の減額は、特定高齢者把握事業における三次予防対象者の検診区分の変更による委託料140万円、通所型介護予防事業における通年型利用者の減による委託料430万円、権利擁護事業における啓蒙普及用パンフレットをリーフレットに変更したことによる印刷製本費140万円の減額などであります。財源となる歳入の主な内容は、1款保険料306万3000円の減額、4款国庫支出金2484万200円の増額、5款支払基金交付金492万1000円の増額、9款繰入金1395万7000円の減額であります。以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に議案第55号についてご説明申し上げす。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3585万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億366万2000円とするものであります。歳出につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費400万円の減額は、公共下水道建設事業費であります。3項流域下水道費3185万3000円の減額は、建設負担金及び維持管理負担金であります。財源となる歳入につきましては、3款国庫支出金130万円、4款県支出金6万円、6款繰入金1839万3000円、9款町債1610万円の減額であります。以上が下水道事業特別

会計の概要であります。

次に議案第56号についてご説明申し上げす。利根沼田広域観光センターが、利根沼田 広域市町村圏振興整備組合から町に譲渡されることから、本特別会計を平成23年度末を もって廃止することとしております。このため今回の補正内容は、廃止に伴い一般会計に 移行を行うための収支調整となっております。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出 それぞれ198万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ921万 3000円とするものであります。歳出ですが、1款維持管理費198万5000円の減 額は、光熱水費などであります。財源となる歳入の主なものは、1款使用料及び手数料2 50万6000円の減額、4款繰入金100万円の増額、6款諸収入100万円の減額で あります。以上が利根沼田広域観光センター特別会計の概要であります。

次に議案第57号についてご説明申し上げす。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1537万5000円とするものであります。歳出につきましては、1款事業費137万5000円の増額は、営業日数の増加等に伴い、賃金、燃料費、修繕料の増額であります。財源となる歳入につきましては、3款繰越金137万5000円の増額であります。以上がスキー場事業特別会計の概要であります。

次に議案第58号についてご説明申し上げす。収益的収入は、487万4000円を増額し、総額4億5344万2000円とするものです。主なものは、1款上水道事業収益で他会計補助金の増額、2款簡易水道事業収益で水道料金の増額であります。収益的支出は、207万9000円を増額し、総額4億4711万1000円とするものです。主なものは、1款上水道事業費用で修繕費、法定福利費の増額、2款簡易水道事業費用では、動力費、修繕費の増額であります。以上が水道事業会計の概要であります。

以上8件について一括して、ご説明致しました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑 は簡明に願います。

> まず、議案第51号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について、 質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- 1 **0 番 (原澤良輝君)** 3 0 頁の農地費なんですけども、農業体質強化基盤整備促進事業ですから 中山間地域総合整備事業、1 億円と 9 1 5 0 万円の説明をお願いします。
- 議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長(高橋正次君) お答えいたします。30頁のまず、中山間地域総合整備事業の9150万円ということでございますが、これにつきましては、国のマイナスと申しましょうか、予算の関係で23年度に補正がついたということで、9150万円でございます。それともう一つ、農業体質強化基盤整備促進事業というこの事業ですけれども、これにつきましては新たな事業ということで補正で対応させていただいております。以上です。

- 議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。
 - 10番原澤良輝君。
- 1 O 番 (原澤良輝君) 関連なんですけども、中山間地の方はこれがついて直ぐ繰り越しになっています。すると実際の24年度の事業というのは正規の事業でなく無くなってしまうのですか、それとも別にやるのかということと、それから体質強化は、何カ所かについてお願いします。
- 議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

- 農政課長(高橋正次君) お答えいたします。中山間地域総合整備事業につきましては、水上の中央ということでこれについては23年度の事業で実施しております。24年度にこれは繰り越しをさせていただいて24年度事業と併せて実施すると。事業の年度については、25年度までというような形になっています。それともう一点、体質強化につきましては、一応3カ所を予定しております。3地区と言いましょうか。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第51号の質疑を終結いたします。

次に、議案第52号、平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第52号の質疑を終結いたします。

次に、議案第53号、平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号) について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

- 1 0 番 (原澤良輝君) 2 頁で繰越明許があったんですけども、管渠布設の1700万円というのはどこの施設かというのと、7 頁の流域下水道費の建設負担金のマイナス1385万30 00円と維持管理費負担金の1800万円の減額について。
- 議 長(久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

- 上下水道課長(杉木清一君) まず、一点ですね。繰越明許の関係なんですけれども、その場所につきましては、上牧の木の根地区でございまして、木の根の信号に流域下水道の月夜野ポンプ場があります。そこに、今度はその付近の下水道に流入するために接続点の接道及び管の布設工事をやる工事の繰り越し分でございます。それから、流域下水道の関係ですけれども、当初県で公共工事の関係で予算計上しておりましたけれど、精査しまして減額となったということでございます。それと維持管理費の1800万円につきましては、当初、原発の関係で9月に補正を2132万9000円ほど計上しましたけれども6月16日以降流域において放射能のベクレルが500以下になったということで通常の処理ができるようになったということで、5月5日から6月16日までの放射能の高い汚泥の処理のみの金額ですから減額をするということでございます。以上です。
- 議 長(久保秀雄君) ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第55号の質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第56号の質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号) について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第57号の質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について 討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第52号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第53号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第1号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第54号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正 予算(第2号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号) については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第55号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補 正予算(第4号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第議案第55号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算 (第4号) については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第56号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会 計補正予算(第2号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第2号) については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第57号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計 補正予算(第1号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより、議案第58号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算 (第2号)について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成23年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第59号 平成24年度みなかみ町一般会計予算について

議案第60号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第61号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第62号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第63号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算について

議 長(久保秀雄君) 日程第29、議案第59号、平成24年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第64号、平成24年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでは、関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 議案第59号から64号まで、一括してご説明申し上げます。議案第59 長(岸 良昌君) 号から順次説明させて頂きます。平成24年度からは利根沼田広域観光センター、スキー 場事業、自家用有償バス事業及び温泉事業の四つの特別会計を廃止したことに伴い関係の 経費は、一般会計に計上しております。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ128 億8000万円と定めました。前年度対比で5億7000万円、4.6%の増となってお ります。歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費1億999万6000円は、議員 報酬、地方議会議員共済会負担金等であります。2款総務費13億9370万5000円 では、総務管理費が11億3610万8000円で、主な内訳は職員人件費5億9053 万7000円、一般管理費5779万2000円、環境政策費6153万1000円、自 家用有償バス運行費510万2000円、温泉施設費6237万8000円などでありま す。なお、温泉施設費については、これまで施設毎に農地費と商工費で計上していたもの を、一括して17目に温泉施設費として計上しております。また、その他の主なものは、 徴税費1億8818万5000円、戸籍住民基本台帳費5747万円であります。3款民 生費24億425万円では、社会福祉費が16億5962万1000円で、主なものは、 乳幼児等の福祉医療費1億8357万円、障害者自立支援給付費3億2142万4000 円であります。また、児童福祉費7億4458万400円は、子育て支援費6126万 7000円、子ども手当費2億9468万9000円、私立保育所補助費1億6285万 3000円、子どもの遊び場整備事業3875万円などであります。4款衛生費12億2 808万8000円では、国民健康保険特別会計繰出金1億5306万6000円を含む 保健衛生費が5億1454万円で、奥利根アメニティパーク管理費等の清掃費が6億14 95万1000円、また水道費が9859万7000円であります。5款労働費1,61 1万4000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。6款農林水産業費9億 3464万2000円では、農業費が8億1152万3000円で、主なものは利根沼田 区域農用地総合整備事業負担金1億1058万8000円、小規模土地改良事業5647 万3000円、中山間地域総合整備事業1億8174万4000円等であります。また、

有害鳥獣対策費等の林業費は1億2311万9000円です。7款商工費3億8899万 3000円では、商工会補助金や住宅新築改修等補助金等の商工費が5499万6000 円で、観光費3億3399万7000円は、みなかみ町観光協会補助金4000万円、グ グっとぐんま観光キャンペーン事業3283万2000円、赤沢スキー場費2265万2 000円、観光センター費1180万2000円などであります。8款土木費は17億3 262万5000円で、道路橋梁費5億5393万8000円では、町道悪戸関口線、町 道入須川師田線、町道猿ヶ京仏岩線改良事業の1億7784万6000円、除雪費1億7 393万6000円を措置致しました。都市計画費9億7892万9000円では、主な ものは後閑地区まちづくり交付金事業2億1150万5000円、町道悪戸矢瀬線の道整 備交付金事業2億1100万円、下水道事業特別会計繰出金4億4500万円などであり ます。住宅費1億8178万6000円では、町営住宅長寿命化事業8406万7000 円、狭あい道路拡幅整備事業3529万8000円などであります。9款消防費4億89 58万5000円は、利根沼田広域消防負担金3億3069万7000円、消防団詰所整 備事業3668万7000円が主なものであります。10款教育費は18億4009万9 000円で、主に利根商業高等学校負担金4億6210万円、集会施設整備事業1億26 50万円、地域スポーツ施設整備事業2億2037万1000円、各学校の教育費や維持 管理費等であります。11款災害復旧費257万4000円は、平成23年7月の集中豪 雨により被災した、町道の災害復旧工事が主なものであります。12款公債費23億19 01万9000円は、町債の元利償還金と一時借入金利子であります。13款諸支出金1 031万円の主なものは、土地開発公社に対する利子補給金等であります。次に財源とな る歳入の主なものは、地方交付税46億円、町税35億円、町債16億8940万円、県 支出金8億2569万1円、国庫支出金6億9,557万3千円、諸収入2億7891万 4000円、繰入金2億7463万2000円、使用料及び手数料2億3454万300 〇円、分担金及び負担金2億1378万8000円、地方譲与税1億9700万円、地方 消費税交付金1億8800万円などであります。なお、地方交付税等の依存財源について は、国の地財対策を参考にして、また町税等の自主財源については、過去の実績や最近の 傾向に基づき算出したところでございます。債務負担行為については、第2表のとおりで あります。施設の指定管理、業務委託、利子補給について、平成25年度以降の債務負担 行為の設定をお願いするものであります。また、地方債でありますが、第3表のとおり、 総額は16億8940万円となりました。主な内訳は臨時財政対策債7億円、過疎債6億 5180万円、合併特例債が3億3400万円であります。以上が一般会計の概要であり ます。

次に議案第60号について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億3600万円と定めました。前年度対比7700万円、2.7%の増であります。歳出の主なものは、2款保険給付費19億4346万9000円は、療養諸費19億2626万1000円、出産育児諸費1470万8000円、葬祭諸費250万円です。3款後期高齢者支援金等3億6640万7000円、6款介護納付金1億8854万700円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。7款共同事業拠出金3億5

537万5000円は、市町村間の平準化を図る目的での国保連合会への拠出金であります。8款保健事業費2734万1000円は、医療費の抑制に繋がる生活習慣病に重点をおいた特定健診及び保健指導、人間ドック検診費助成などであります。以下、11款諸支出金420万5000円、12款予備費3000万円であります。財源となる歳入の主なものは、保険税7億2030万円、国庫支出金7億9971万9000円、療養給付費交付金1億1294万9000円、前期高齢者交付金5億2980万9000円、県支出金1億4711万3000円、共同事業交付金3億5120万2000円、繰入金1億5306万7000円、繰越金1億2000万1000円であります。保険税については、近年の経済状況や国保加入者の減少等の影響により、収納額が年々減少している状況となっております。また、医療費の伸びについては、平成21年度に微減した後は増加傾向にあり、特に平成23年度において増加が顕著であります。国保の制度改正等も取りざたされる中、今後の医療費等の推移など的確に予想し、健全な財政運営に努めて参りたいと思います。以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に議案第61号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6700万円と定めました。前年度対比2800万円、11.7%の増であります。歳出の主なものは、1款総務費571万9000円は、総務管理費146万3000円、徴収費425万6000円であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金2億5402万900円は、保険料等負担金2億3895万5000円などであります。以下、3款諸支出金100万2000円、4款保健事業費525万円であります。財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億6045万円、一般会計繰入金1億84万2000円、諸収入470万8000円、繰越金100万円であります。以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第62号についてご説明申し上げます。予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億4800万円と定めました。対前年比、6100万円、3.2%の増であります。歳出の主なものは、1款総務費2983万5000円は、総務管理費455万3000円、徴収費385万3000円、介護認定審査費2120万4000円などです。2款保険給付費18億6100万円は、介護予防を含む介護サービス等諸費17億4100万円、審査支払手数料260万円、高額介護サービス等費3360万円、高額医療合算介護サービス等費750万円、特定入所者介護サービス等費7630万円などであります。3款地域支援事業費2934万3000円は、介護予防事業費1442万4000円、包括的支援事業費1126万9000円、任意事業費365万円などです。以下、7款諸支出金1196万円、8款予備費1579万1000円などであります。次に、財源となる歳入の主なものは、1款保険料2億9776万円、4款国庫支出金4億8214万円、5款支払基金交付金5億4375万7000円、6款県支出金2億8566万5000円、9款繰入金3億1045万9000円、10款繰越金2774万3000円であります。以上が介護保険特別会計の概要であります。。

次に、議案第63号についてご説明申し上げます。予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9000万円と定めました。前年度対比、200万円、0.2%の減となっております。

歳出の主なものは、1款総務費7005万4000円は、職員人件費及び一般管理費であります。2款下水道事業費3億8534万6000円は、公共下水道費1億4163万9000円、特定環境保全公共下水道費3903万3000円、流域下水道費1億9874万5000円、農業集落排水処理施設費227万8000円、汚水処理施設費365万1000円であります。3款公債費5億3360万円は、下水道事業債の元利償還金であります。次に財源となる歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2億1303万円、3款国庫支出金3875万円、5款繰入金4億4500万円、7款町債2億8200万円であります。以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第64号についてご説明申し上げます。収益的収入、1款上水道 事業収益2億3674万900円の主なものは、水道料金、一般会計補助金であります。 2款簡易水道事業収益1億9368万600円は、上水道事業収益と同様であります。 収益的支出、1款上水道事業費用2億439万8000円の主なものは、1項営業費用で 動力費、総係費の職員人件費、減価償却費となっております。2項営業外費用は、企業債 利息及び消費税であります。2款簡易水道事業費用2億2262万4000円は、1項営 業費用で水質検査手数料、施設修繕料、動力費、総係費の職員人件費、減価償却費となっ ております。2項営業外費用は、企業債利息であります。資本的収入、1款上水道事業資 本的収入1億1662万9000円は、繰上償還に伴う借換債等の企業債、国庫補助金、 一般会計補助金であります。2款簡易水道事業資本的収入1億5954万4000円は、 繰上償還に伴う借換債等の企業債、工事負担金、国県補助金、一般会計補助金であります。 資本的支出、1款上水道事業資本的支出2億2280万9000円は、1項建設改良費で 川上地内配水池新設工事等であり、2項企業債償還金であります。2款簡易水道事業資本 的支出2億408万6000円は、1項建設改良費で大穴地区老朽管布設替工事等であり、 2項企業債償還金であります。以上が水道事業会計の概要であります。以上6件を一括し て、説明させて頂きました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げま す。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑 は簡明に願います。

まず、議案第59号、平成24年度みなかみ町一般会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第59号の質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第60号の質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第61号の質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第62号の質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第63号の質疑を終結いたします。

次に、議案第64号 平成24年度みなかみ町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんのでこれにて、議案第64号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第59号、平成24年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第64号、平成24年度みなかみ町水道事業会計予算については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、平成24年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第64号、平成24年度みなかみ町水道事業会計予算については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) 以上で本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

散会

議 長(久保秀雄君) 明日は、午前9時より、一般質問をおこないます。 本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

(14時29分 散会)